

鴨川市教育振興計画

～学んでよかった、住んでよかったと
実感できる 鴨川市～



平成23年3月

鴨川市教育委員会

目 次

I. 現状と課題

1. 計画の位置づけ	1
1-1 計画の目的	1
1-2 計画の期間	2
1-3 計画の位置づけと実施主体	2
1-4 計画の対象	2
2. 時代の動きと課題	3
2-1 時代状況	3
3. 本市の状況	7
3-1 鴨川市の学校教育の状況	7
3-2 鴨川市の生涯学習の状況	9
3-3 鴨川市のスポーツ振興の状況	11

II. 教育振興計画の目標・方針

1. 鴨川市の教育の目標	14
2. 計画の基本方針	16
3. 分野別の取組方針	18

III. 分野別の取組

1. 子どもの教育の充実	19
1-1 家庭の教育：生活文化を身につけよう	19
1-2 地域の教育：体験を通して将来への目標をつかもう	21
1-3 社会の教育：市民生活に必要な知識を学ぼう	23
1-4 学校の教育：基礎となる学力と生きる力を身につけるために	24
1-5 学校給食の充実	36
2. 生涯学習の充実	38
2-1 子どもの遊び・体験・自立の支援	38
2-2 家庭教育への支援	40
2-3 高齢者の生涯学習の充実	42
2-4 市民文化の振興	43
2-5 歴史・文化の保存と活用	45
3. スポーツの振興	46
3-1 市民スポーツの振興	46

IV. 計画の推進に向けて

48

I. 現状と課題

1 計画の位置づけ

1-1 計画の目的

わが国は、国際化や産業のソフト化・サービス化、情報化、少子・高齢化や個人の価値観・ライフスタイルの多様化が進むとともに、構造改革と地方分権の取組など、大きな時代の転換期にあります。このような時代にあつて、本市が自立に向けて安定的、持続的に進めていくためには、“人づくり” が最も重要な課題であると言えます。

本市は、豊かな自然、歴史・文化などに恵まれ、子どもたち一人ひとりが持つ多様で豊かな才能を伸ばす条件に恵まれています。

しかし、その一方で集団遊びの減少による体力やコミュニケーション能力の低下、生活習慣病予備軍の増加が進むとともに、社会体験や職業体験の機会は決して多いとは言えない状況にあります。また、社会の二極化と就業の不安定化が進む中で、将来への目標がつかめず、学ぶ意欲を失う子どもが増えています。

さらに、成熟社会を迎え、文化・スポーツ活動や交流などを楽しむ市民活動が活発になるとともに、大きな時代の変革期を迎え、市民生活やまちづくり活動、地域産業活性化のために、多様な学習活動が求められています。

このような中で、制定から約60年を経て、平成18年12月に教育基本法が改正されました。改正教育基本法では、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえたうえで、何をめざして教育を行い、どのような人間を育てるのかという「教育の目的」や、それを実現するために重要な事柄を「教育の目標」として掲げ、新しい時代の教育の基本理念が示されました。これにより、政府は平成20年7月に教育振興基本計画を定め、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿や今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示しました。

また、本県においては、平成22年1月に提出された「千葉県の教育を元気にする有識者会議」の提言を踏まえ、平成19年に策定された「千葉県教育の戦略的なビジョン」を基盤とし、日本をリードする教育県を目指し、子どもたちが郷土と国を愛し、真の国際人として活躍できる「教育立県ちば」の実現に向けて、教育基本法に基づく「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン（千葉県教育振興計画）」を策定しました。

本市では、「自然と歴史を活かした観光・交流都市—みんなで創る光り輝くふるさとをめざして—」を将来像とし、「創造性あふれる教育文化の都市」づくりを、「第1次鴨川市総合計画」（2006～2015年）のもとに進めております。

平成18年3月には、今後5年間を見通したなかで「鴨川市生涯学習推進計画」と「鴨川市教育ビジョン」の2つの計画を策定し、各種教育施策を展開してきました。

今回、この見直しにあたり、2つの計画を一本化した「鴨川市教育振興計画」を策定し、鴨川の子どもたちみんなが自分の夢を育て、その実現に向けて家庭・地域・学校・行政から様々な支援を受けることができるまち、住民一人ひとりが生涯を通して「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる教育のまちづくりをめざしていきます。

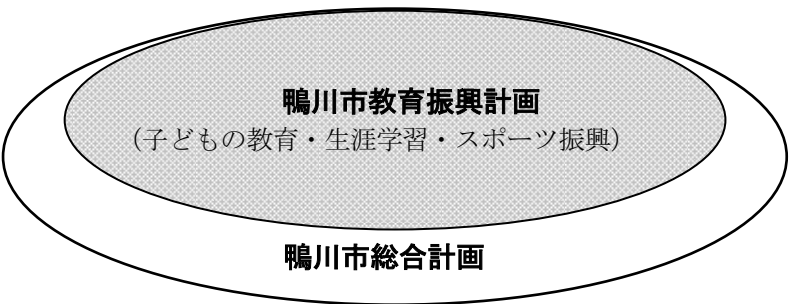
1-2 計画の期間

この計画の期間は、平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度までの 5 年間とし、5 年毎に見直します。

1-3 計画の位置づけと実施主体

この計画は、上位計画である「第 1 次鴨川市総合計画」を受け、教育委員会と学校、市民が協力して進める総合的な教育計画で、市の教育行政と各学校の教育、家庭や地域の教育、生涯学習、生涯スポーツなどの指針となるものです。

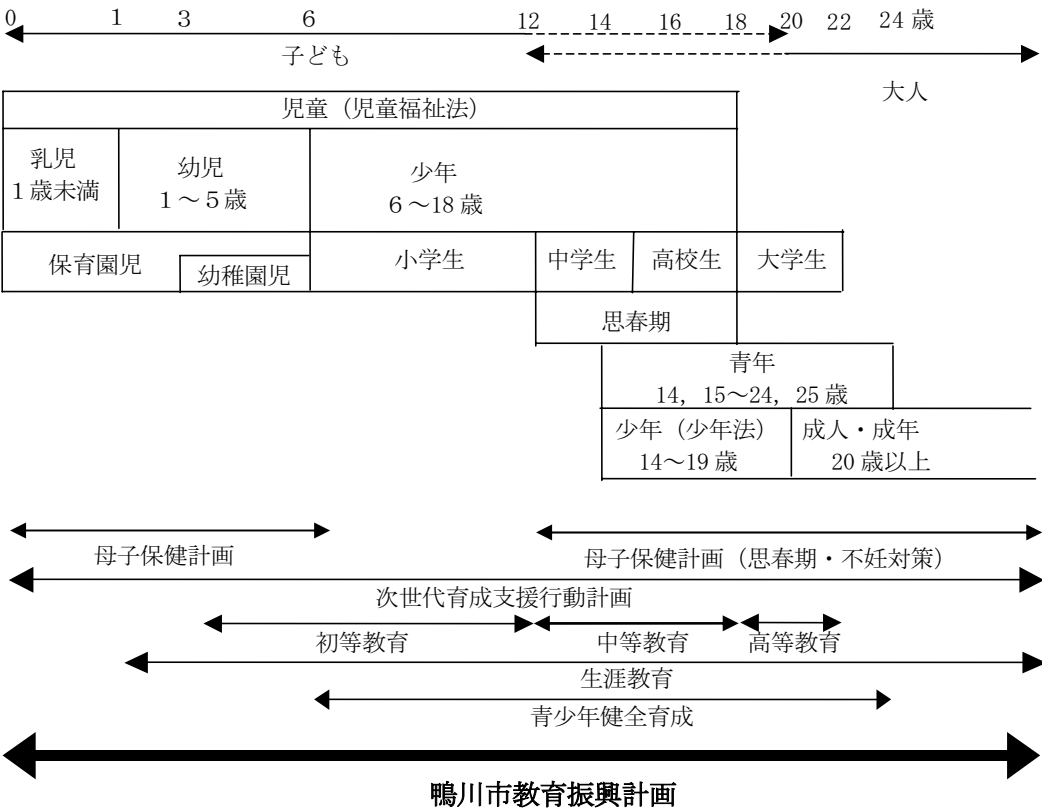
計画の位置づけと役割



1-4 計画の対象

この計画の対象は、乳児から高齢者までの全世代とします。

計画対象と他の関連計画・事業との関係



2 時代の動きと課題

2-1 時代状況

時代はおおよそ5年ごとに大きく動いてきていると言われており、子どもたちも様々な影響を受けています。主な時代状況と教育の課題は、次のとおりです。

(1) 国際化の進展

国際化の進展により、産業、文化、社会貢献などあらゆる分野において世界的な視野で交流し、活動する機会が増えるとともに、在住外国人と仕事をしたり、地域で交流したりする機会が増えてきています。教育においても、国際社会で活躍できる人材の育成とともに、子どものころから生涯を通じ、世界的視野に立って、国内で暮らす様々な国のの人たちとの交流を深め、共生を図ることが課題です。

(2) 地球環境の悪化

地球温暖化の進行や異常気象、熱帯雨林の減少や砂漠化の進行、身近な自然の消失などが進み、国際的な取組が求められています。

このため、環境への負担が少なく、環境と調和した循環型社会への転換をめざして地球温暖化防止などの国際的な取組に協力するとともに、身近な緑や海岸・河川の環境の保全、ごみの減量化や再利用・再生利用の取組などに視点をあてた環境教育を進めることが課題です。

(3) 産業のハイテク化・ソフト化・サービス化

円高と自由化に対応した産業構造改革により、わが国の産業はハイテク化・ソフト化・サービス化・ブランド化が進むとともに、安い輸入品との競争により、農林漁業や工業などの不振が続いています。また、失業者やフリーター・ニート対策など、若者の安定的な雇用の創造が大きな課題です。このような厳しい時代にあって、子どもたちが夢と確かな目標を持ち、多面的な生きる力を養う教育、地域の産業おこしや活性化のための学習・研究活動や若者や女性、退職者の職業能力を高める学習活動が課題です。

(4) 高度情報化の進展

インターネットやモバイル通信の普及など、高度情報化社会の急速な進展は、私たちの生活をより豊かに、より便利にする一方で、人と人の交流の希薄化や活字離れにより想像力や抽象的・論理的な考える力を弱めることが心配されています。

情報を分析・編集し、発信できる能力を高めるとともに、他人のプライバシーや個人情報の保護などに関する情報モラルを育成し、様々な人間的な交流がより豊かにできるような教育が課題です。

(5) 少子・高齢化の進行

非婚化や晩婚化等による出生率の低下や医学の進歩による少子高齢化、核家族化が進み、地域の活力や家庭の教育力の低下など、様々な課題が生じています。次世代を生み、育てる教育の推進とともに、高齢者が趣味や健康づくりなどで元気で生き生きと生活できるような、また、子育てや高齢者を地域で支えるボランティア社会への移行に向けた教育などが課題です。

(6) 男女共同参画社会への移行

高度経済成長、人口増加時代が終わり、女性の社会進出が進み、「共働き世帯」が増えています。

家庭の教育や地域の教育への男性の参画を増やし、男女がともに子育てや子どもの教育に関わる社会づくりとともに、男女がともに生涯学習活動に参加できる条件づくり、学校においては男女平等教育の推進が求められています。

(7) 成熟社会への移行

衣食住などの物の豊かさより生活の質の豊かさを重視するようになり、美しい安全で快適な都市・住宅づくりと維持・更新体制の整備、豊かな文化生活の実現、互いに認め合い、尊敬される多様なコミュニティづくりなど、従来にない様々な取組が重要となってきました。豊かな市民生活・文化の創造に向けて、体験などを通して、地域クラブ活動やコミュニティ活動、ボランティア活動の活性化とともに、将来それを担う子どもたちの育成が課題です。

(8) 地方分権の進展

地方分権が進み、地域の特性に合わせた教育の取組が進むとともに、学校教育や社会教育などに住民の参画が進んできています。また、厳しい財政状況のもとで、更なる行財政のスリム化が課題です。

市民ができることは市民の手で進める地域クラブ活動や生涯学習ボランティア活動の推進、自立する地域社会を支える人材の育成に向けた、個性的な教育に取り組むとともに、学校施設の効率的な整備・配置と防災対策の強化、子どものための社会教育施設や公園などの整備・充実が課題です。

(9) 子どもを取り巻く環境の変化

各地域での子どもの減少、夜型生活の拡大、集団遊びや運動の不足、習い事や塾による自由時間の減少、長時間のテレビやゲーム、生活や仕事の体験機会の減少、家庭・地域教育力の低下、交通事故や子どもに対する犯罪の増加など、子どもを取り巻く環境は知らず知らずのうちに大きく変わってきています。

このような大きな変化に対し、家庭、地域、学校、行政が力をあわせ、家庭や地域の教育力を高め、子どもを育てる意識を持ち、遊びや体験機会の充実など重点的な取組を進めることが求められます。

国 の 動 き

社会教育法の一部改正	
策 定 年 次	平成 13(2001)年
改正の趣旨	教育改革国民会議報告（平成 12 年 12 月 22 日）等を受けて、家庭及び地域の教育力の向上のための社会教育行政の体制整備を図るとともに、学校・家庭・地域の連携を推進するため社会教育法の一部改正を行ったもの。
子どもの読書活動の推進に関する法律	
策 定 年 次	平成 13(2001)年
策定の目的	子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的とする。
次世代育成支援対策推進法	
策 定 年 次	平成 15(2003)年
策定の目的	急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応し、次世代育成支援の基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針、地方公共団体及び事業主の行動計画の策定、その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定め、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資することを目的とする。
社会教育活性化 21 世紀プラン	
策 定 年 次	平成 16(2004)年
事業の趣旨	21 世紀の大きな課題である少子高齢化、高度情報化、環境保全、地域社会における連帯感の欠如や人間関係の希薄化等に対応するためには、社会教育施設が中核となり、様々な機関と連携しながら地域における課題を総合的に把握し課題解決のための企画立案、事業の実施・評価を一体的に行うことが重要であり、その先駆的な社会教育事業を地域・自治体からの提案を受け実施し、全国的に普及啓発することにより社会教育の全国的な活性化を図る。
子どもの居場所づくり新プラン	
策 定 年 次	平成 16(2004)年
事業の趣旨	家庭や地域の教育力の低下や青少年の問題行動の深刻化等も踏まえ、全国の学校で放課後や休日に、地域の大人の協力を得て「子どもの居場所」を確保し、スポーツや文化活動など多彩な活動が展開されるよう、家庭、地域、学校が一体となって取り組む。
教育基本法の全面改正	
策 定 年 次	平成 18(2006)年
改正の趣旨	教育基本法が制定されてから半世紀以上が経過し、この間、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育をめぐる状況の大きな変化にかんがみ、国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できるよう、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどについて規定した。
教育振興基本計画	
策 定 年 次	平成 20(2008)年
策定の趣旨	教育基本法に示された教育理念の実現に向け、今後 10 年間で目指すべき教育の姿を明らかにし、「社会全体で教育の向上に取り組む」「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」「教養と専門性を備えた知性豊かな人間性を養成し、社会の発展を支える」「子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する」の 4 つの基本的方向を柱に平成 20～24 年度に取り組む施策を推進する。

県 の 動 き

千葉県生涯学習推進計画（第3次）	
策 定 年 次	平成 13(2001) 年
計 画 期 間	平成 13(2001) 年～平成 17(2005) 年
計画の特徴	①県民が主体となった生涯学習の推進 ②県民、行政、民間等の連携と協力による生涯学習の推進 ③生涯学習社会の基礎づくり（家庭教育、学校教育）の重視 ④インターネット等情報通信技術を活用した生涯学習の推進
千葉県スポーツ振興マスタープラン	
策 定 年 次	平成 8(1996) 年 3 月
計 画 期 間	平成 8(1996) 年～平成 32(2020) 年度
策定の目的	多様化し高度化するスポーツニーズや全国高等学校総合体育大会（平成 17 年）、国民体育大会(平成 22 年) 等、大規模大会の本県開催に対応し長期的総合的な本県スポーツ振興のみちすじや実現の具体的方策を明らかにするため策定。
千葉県教育長期ビジョン「千葉の教育“夢・未来 2025”」	
策 定 年 次	平成 11(1999) 年 9 月
計 画 期 間	平成 11(1999)～平成 37(2025) 年
基 本 理 念	県民一人ひとりが、生涯を通して「学ぶ喜び」を感じながら「次代をひらく力」を培うことのできる学習環境の実現
基 本 目 標	(1) 県民一人ひとりが安心して住み、能力を発揮できる地域コミュニティづくり、(2) 児童・生徒が基礎・基本を習得し、個性を伸ばすことのできる学校教育環境づくり、(3) 一人ひとりがライフスタイルに応じて自己実現を目指すことのできる学習環境づくり
千葉県教育の情報化推進プラン	
策 定 年 次	平成 15(2003) 年 3 月
計 画 期 間	平成 15(2003) 年～平成 17(2005) 年
策定の趣旨	教育長期ビジョンの取組の一つとして、教育の情報化の意義や方向性等を明らかにするとともに、学校教育や生涯学習の情報化を総合的・計画的に推進するための指針として策定。
千葉県教育の戦略的ビジョン	
策 定 年 次	平成 19(2007) 年 7 月
計 画 期 間	平成 19(2007) 年～平成 29(2017) 年
計画の目的	次代を担う心身ともに健康で胸にあふれる希望を持って、たくましく未来をきり開いていく「ちばっ子」を、みんなで育てていく環境づくりを進めていくことが急務となる中、中・長期的な県の基本方針である「あすのちばを拓く 10 のちから」を踏まえ、分権時代にふさわしく地域自らがその特色を生かし、より一層地域に根ざした教育の充実方策を明らかにするため策定。
「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン 千葉県教育振興基本計画」	
策 定 年 次	平成 22(2010) 年 3 月
計 画 期 間	平成 22(2010) 年～平成 27(2015) 年
計画の目的	平成 22 年 1 月の千葉県の教育を元気にする有識者会議の提言を踏まえ、「千葉県教育の戦略的なビジョン」を基盤として策定。『ふれる』、『かかわる』、『つながる』という基本方針のもとに、3つのプロジェクトにより子どもたちが郷土と国を愛し真の国際人として活躍できる「教育立県ちば」実現を目指す。
千葉県子ども読書活動推進計画（第2次）	
策 定 年 次	平成 22 年(2010 年)3 月
計 画 期 間	平成 22 年度からおおむね 5 年間
計画の目的	読書活動は子どもの健やかな成長にとり大変重要であるため、「子どもの読書活動の推進計画に関する法律」を受け県全体で総合的に推進する指針として策定。

3 本市の状況

3-1 鴨川市の学校教育の状況

1. 現況と課題

(1) 幼児教育

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期です。子どもは、多様な体験や人との関わりを通して豊かな感性を身につけ、また、集団生活の中で自発性や人との関わりを深め、規範意識や人間関係づくりの基礎を学びます。このため、幼児教育においては、子ども達が、今を最もよく生き、望ましい未来を作りだすもととなる力をつけるための環境づくりが重要であると同時に、少子化や保護者の多様な就労形態への対応が求められます。

市内幼稚園の入園者数は、年々地域により大幅に減少しています。特に、預かり保育を実施していない幼稚園の入園者は、実施している園に比べ、減少する傾向にあります。

このため、園児数の減少による集団生活や異年齢交流の不足への懸念、預かり保育へのニーズの高まり等へ適切に対応し、市内すべての4、5歳児がよりよい環境の中で充実した活動ができるよう、幼稚園と保育園の一元化、江見・太海・曾呂地区の適正配置、預かり保育実施園の拡大等を推進していく必要があります。

(2) 義務教育

義務教育には、次代を担う子どもの心身ともに健康で調和のとれた人格形成と、一人ひとりの個性の伸長を図ることが求められています。しかし、近年、子ども達には、学習意欲の低下や基礎学力の定着不足、いじめ・不登校、体力の低下、規範意識の低さ等の問題が指摘されており、高度情報化、国際化の更なる進展やノーマライゼーション社会への対応も急がれています。

このため、これからの学校教育においては、基礎的・基本的な学力の確実な定着と、変化の激しい社会に主体的に対応できる能力と創造性の基礎を培うとともに、自ら学ぶ意欲と主体的な学習の仕方を身につける教育が必要です。また、いじめや不登校への対応や障害を持つ子どもの適正就学や教育的支援の充実も更に推進していく必要があります。

教育環境については、小中学校における児童・生徒数が減少し、1学級の人数が少なく日常の学習場面で互いの磨き合いが十分にできず、固定的な人間関係になりがちになり、多様な人間関係づくりができにくいなどの問題も生まれています。

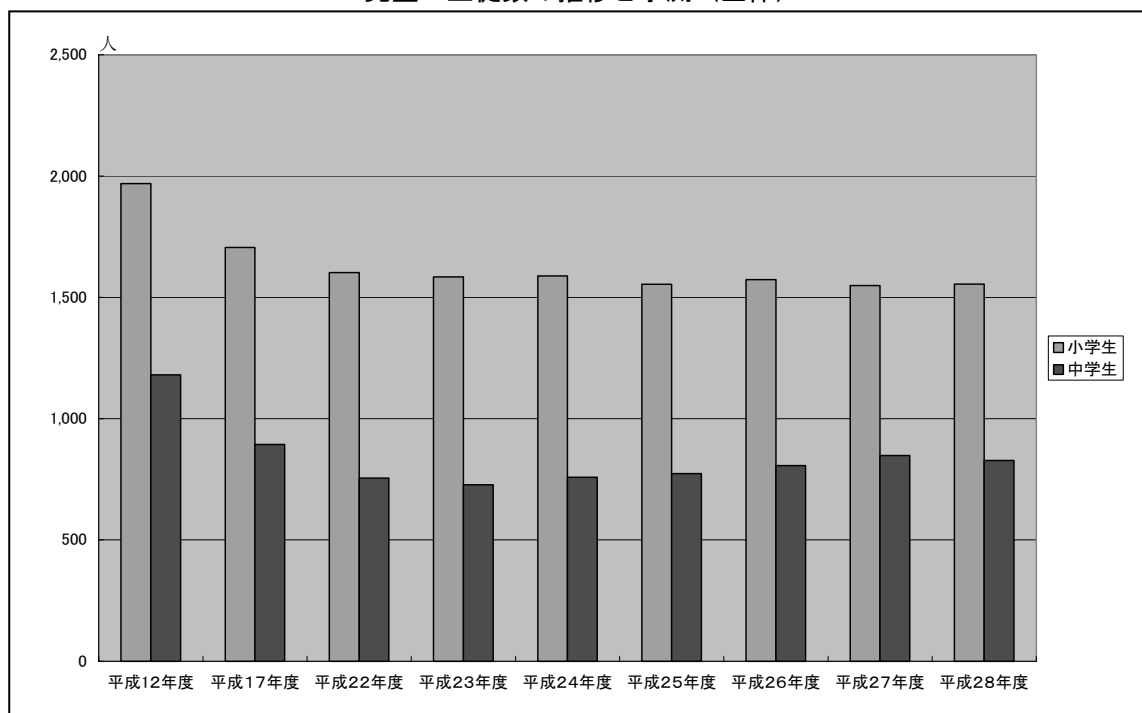
そこで、平成19年2月に学校適正規模検討委員会から示された答申を踏まえ、「生き方を考える力」「基礎学力を自ら学び考える力」「豊かな心と人間関係をつくる力」を育てるため、小中一貫教育を市内全小中学校で推進してきました。さらに、長狭地区の3小を統合し、規模の適正化と「中一ギャップ」など、6・3制の課題に対処するため小中一貫教育を行う「長狭学園」、江見中学校と鴨川中学校を統合した「鴨川中学校」を設立しました。

今後も、江見・太海・曾呂地区並びに天津・小湊地区の適正配置等、答申の具体化について検討を重ね、より望ましい教育を創出していく必要があります。

児童・生徒数は、平成12年に1,969人であった小学生は、平成17年度には1,706人に減少し、中学生も1,181人から894人に減少しています。

このままの傾向が続くとすると、平成28(2016)年度には小学生1,555人、中学生は828人になると予想されます。

児童・生徒数の推移と予測（全体）



(3) 学校給食

学校給食は、栄養バランスのとれた給食を提供し、子ども達の健康増進，体力の向上，正しい食習慣の習得をめざしています。

平成22年度は、幼稚園9園，小学校10校，中学校4校，安房特別支援学校鴨川分教室1校，計24校に対し，給食数約3,150食を年間195日提供しています。

このように多くの給食を時間内に各学校に提供するためには，厨房機器類の正常な作動が必要不可欠です。給食センターの施設については，平成14年1月の稼働で9年が経過していることから，厨房機器・配管（排水，給湯，給水，蒸気）及び設備等に老朽化が目立ち業務に支障をきたす恐れがあるために更新する必要があります。

2. 教育施設

本市の教育施設には，市立幼稚園10園（市立保育園10園），市立小学校10校，市立中学校4校があります。多くの幼稚園は比較的新しい施設ですが，保育園はほとんどが昭和の時代に建築され，老朽化の進んだ施設が多く存在しています。市立小中学校のうち，耐震改築が必要な昭和45年以前に建てられた校舎のある学校が5校，耐震補強が必要な昭和56年以前に建てられた学校が6校で，うち，完全に耐震補強が行われた学校は4校です。今後は，各学校における耐震化，校舎のバリアフリーが課題です。

平成17年度には天津中学校と小湊中学校が統合し，安房東中学校が開校しました。平成21年度には，長狭地区の主基・吉尾・大山小学校を統合し，長狭中学校とともに「長狭学園」を開校しました。また，平成23年度には，江見中学校と鴨川中学校を鴨川市役所北側へ移転・統合し，新生・鴨川中学校として開校します。

今後も築20年以上を経過している施設については，計画的に改築・改修を行っていく必要があります。子どもが一日の大半を過ごす学校施設は，大規模地震に耐えられるよう，今後も引き続き耐震化を計画的に実施していくとともに，設備面においても空調設備，情

報教育設備の拡充，また，子どもの体位の向上に合わせた机・椅子の買い替え等を図っていく必要があります。

鴨川市内学校等一覧



3-2 鴨川市の生涯学習の状況

1. 現況と課題

(1) 生涯学習の充実

本市においては、「市民一人ひとりが輝く生涯学習のまちづくり」をめざして、地域での学習活動、地域活性化に向けた学習活動、心豊かな生活を実現する地域クラブ活動、市民のニーズに応じた多様な学習活動などの充実に取り組んでいます。

今後は、少子高齢化に対応し、高齢者の健康や生きがい、子ども達の体験機会の充実に向けた取組の支援、心豊かな生活の実現に向けた魅力あるコミュニティづくりを促進していくことが必要であり、地域の課題に即した取組、市民の自主的な地域クラブ活動や生涯学習ボランティア活動の促進、子どもを取り巻く生活環境の変化に対応した、家庭や地域の教育力の向上と、遊びや体験機会の充実なども求められています。

生涯学習関連施設としては、11の公民館のほか、わんぱくハウスなどがありますが、老朽化の進む施設においては、適切な施設管理・運営を行っていく必要があります。

また、本市には、城西国際大学観光学部をはじめ、5つの大学の教育研究施設が立地するとともに、自然環境や歴史・文化遺産に恵まれているため、こうした地域資源を活かした生涯学習の振興を図っていくことが求められています。

(2) 青少年の健全育成

近年、青少年を取り巻く生活環境はますます多様化、複雑化し、青少年をめぐる問題は深刻化してきています。本市では、大人が子どもに歩み寄りコミュニケーションを深め、地域に根ざした青少年の育成活動に取り組んできました。

今後も、青少年が自ら様々な問題に対処し、青少年期を充実して過ごせるよう、青少年育成団体を主とする関係機関と家庭、学校、地域がさらに連携を深め、青少年の健全な育成を図る取組が必要です。

(3) 市民文化の振興

現在、本市では、文化関係施設として、図書館、市民ギャラリー、郷土資料館、文化財センターを設置しています。これらの施設のサービスの向上と各種事業の充実を図る中で、市民文化の振興に努めています。

また、市内の各種団体等への支援・協力を通して、市民が芸術・文化に触れることができる機会の拡充を図り、本市の地域特性を活かした文化的環境整備に努めています。

本市には、歴史的建造物、史跡、天然記念物、民俗芸能、伝統行事など、数多くの貴重な文化財があり、それらの調査、保存、展示を行うとともに保全活動等を支援してきたところですが、今後も、新たな時代状況に即した文化財の保護活動等を支援していくことが必要です。

2. 地域クラブ、生涯学習施設等の状況

(1) 地域クラブ活動

① 社会教育関係団体・グループ等

団 体 等		内 訳
1. 青少年育成団体	1. 子ども会	79 団体
	2. 子育て学習会	10 グループ
	3. 育成団体	7 団体（ボーイスカウト鴨川第1団・天津小湊第5団、ガールスカウト千葉県第82団、PTA、子ども会、青少年相談員、鴨川青年会議所）
2. 文化団体	1. 文化協会	1（11部門約300人）
	2. 公民館クラブ団体	195 団体

(2) まちづくり学習

① 産業振興や職業能力向上事業

名 称	対 象 者	内 容
中学生職場体験学習事業	市内中学校2年生	中学生に実際の職場を体験させ、働くことの意義や価値、明確な目的意識を持たせる。

(3) 大学との交流事業

市内に教育研究施設を有する5大学（城西国際大学・早稲田大学・東洋大学・東京大学・千葉大学）と交流事業を開催しています。

- ＜5大学との交流事業＞
- ① 知的財産を広く社会に還元する講座・教室
 - ② 有名教授陣による「講演会」
 - ③ 大学所蔵品の展示会
 - ④ 大学施設の見学（キャンパスツアー）

(4) 生涯学習関連施設（平成 21 年度）

施 設 名	延べ利用者数	主 な 利 用 内 容		
		教 室 等	ク ラ ブ 等	そ の 他
江 見 公 民 館	6, 552 回 73, 240 人	2	12	
太 海 公 民 館		2	10	
曽 呂 公 民 館		2	10	
中 央 公 民 館		10	46	
東 条 公 民 館		7	28	
西 条 公 民 館		5	20	
田 原 公 民 館		3	11	
主 基 公 民 館		9	14	
吉 尾 公 民 館		7	13	
大 山 公 民 館		8	10	
天 津 小 湊 公 民 館		11	21	
視 聴 覚 セ ン タ ー	223 件	機 器（54 点）， 教 材（1, 555 点）の 貸 し 出 し		
図 書 館	入 館 者 数 52, 951 人 貸 出 延 べ 冊 数 82, 556 冊	・ 蔵 書 数 73, 205 冊 ・ 図 書 館 だ よ り ・ よ み き か せ ・ 源 氏 物 語 講 座		
郷 土 資 料 館 文 化 財 セ ン タ ー	4, 628 人	・ 資 料 保 存（13, 238 点） ・ 市 史 編 さん 史 料（33, 382 点） ・ 企 画 展（郷 土 の 文 化 ・ 歴 史 資 源 を 活 用 し た 展 覧 会 等） ・ 体 験 教 室		
市 民 ギ ャ ラ リ ー	4, 174 人	・ 芸 術 作 品 展 示（長 谷 川 昂） ・ 企 画 展（絵 画 作 品 展 覧 会 等）		
青 少 年 研 修 セ ン タ ー	2, 184 人	・ 宿 泊 研 修		
ふ る さ と シ ア タ ー	2, 374 人	・ 視 聴 覚 機 器 ・ 資 料 貸 出 ・ 会 議 ・ 研 修 会 ・ 親 子 映 画 会		
わ ん ぱ く ハ ウ ス	704 人	・ 野 外 宿 泊 研 修 ・ キ ャ ンプ ・ 自 然 体 験 ・ サ ー ク ル 活 動		
嶺 岡 自 然 キ ャ ンプ 場	254 人	・ キ ャ ンプ ※ H22 年 度 よ り 休 止		

3-3 鴨川市のスポーツ振興の状況

1. 現況と課題

本市では、スポーツの拠点として、野球場、ソフトボール場、文化体育館、陸上競技場、サッカー場からなる県下でも類を見ない総合運動施設を設置していますが、これらは、市民のスポーツ活動、千葉ロッテマリーンズのキャンプの他、さまざまな大会や高校・大学のキャンプなどに利用されてきました。また、社会体育施設の設置や学校体育施設の開放により、市民が身近にスポーツに親しむ環境づくりに努めてきたところです。

総合運動施設においては、築 20 年以上経過し、施設の老朽化が目立ってきたことや快適な施設利用を目指すために、野球場の増築や改修工事、多目的広場と施設用道路の補修工事等を実施しました。体育センター体育館についても老朽化が進んでいますが、特に夜間の利用が多くある状況です。

一方、総合型地域スポーツクラブを中心として、市民主導によるスポーツ活動も活発に行われてきましたが、これに伴い、専門的な指導者確保等の課題が生じてきています。

今後は、総合体育館及び弓道場の建設を含めた総合運動施設や体育センターに関する全体整備計画を策定し、スポーツ施設の整備充実を図るとともに、今後もスポーツ・レクリエーションの普及を図るため、総合型地域スポーツクラブの活動の充実を図ることが必要です。

さらに、「鴨川市のスポーツ観光都市」のイメージを高めるためにも、千葉ロッテマリーンズの秋季キャンプや、大規模なスポーツイベントを積極的に誘致するための、受け入れ体制を整備することが必要です。

(1) 地域クラブ活動

① スポーツ団体等（平成 22 年度）

団 体 等	鴨 川 市
1. 体育協会	19 競技団体
2. スポーツ少年団	15 団体、5 種目 252 人、指導者 61 人
3. 地域スポーツクラブ	8 クラブ 401 人
4. 総合型スポーツクラブ (鴨川オーシャンスポーツクラブ)	会員 155 人、指導者 32 人

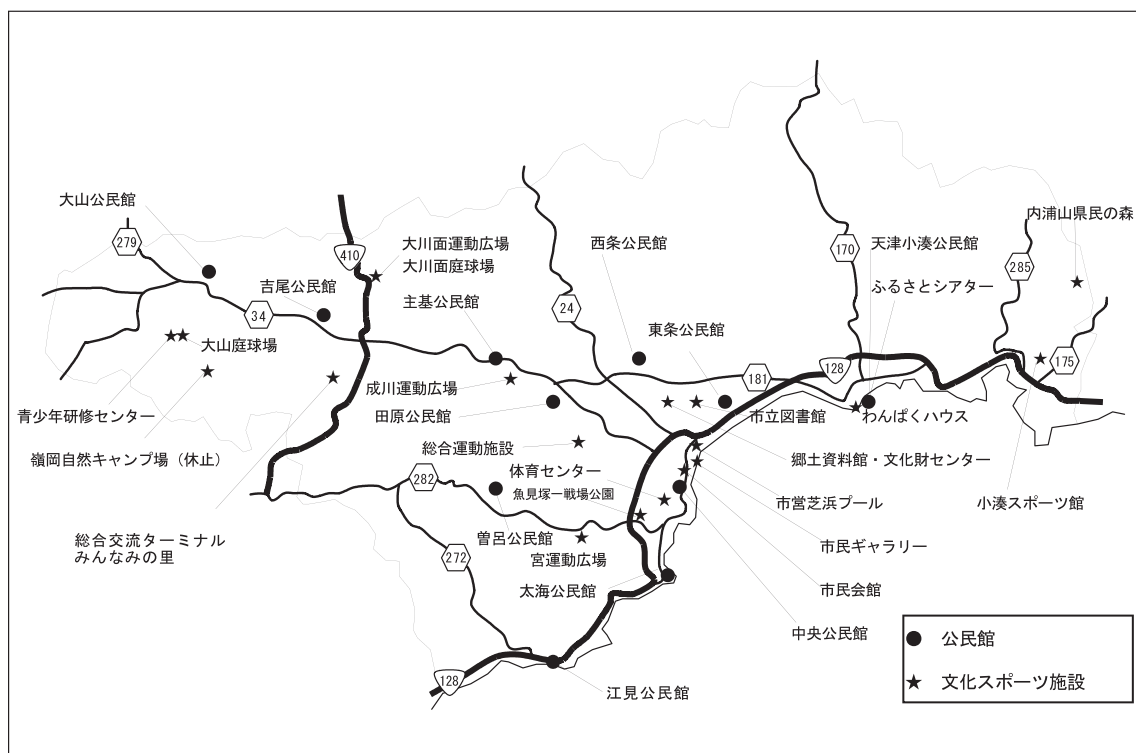
(2) スポーツ・レクリエーション関連事業の実施状況（平成 22 年度）

種 類	名 称	主 催
体験・教室・	小学生陸上競技教室	鴨川市教育委員会
	自然体験学習スキー教室	鴨川市教育委員会
競技大会	山口順一杯中学校陸上混成競技大会	鴨川市教育委員会
	健康ソフトボール大会	鴨川市教育委員会
	市民ゴルフ大会	実行委員会
	地域スポーツクラブ対抗球技大会	地域スポーツクラブ連協
	南房駅伝大会	実行委員会
	長狭街道駅伝競走大会	鴨川市・鋸南町・両市町教育委員会
	鴨川走ろう大会・小学生駅伝大会	鴨川市教育委員会
	南房総ミニバスケットボール交歓大会	実行委員会
レクリエーション・健康・交流・	市民スポーツ大会	体育協会
	市営プール開設	鴨川市教育委員会
	鴨川ウォークラリー大会	鴨川市教育委員会
	あじさいハイキング	鴨川市・内浦山県民の森事務所
	スポーツ・レクリエーション大会	鴨川市教育委員会
その他	鯛リンピックかもがわ	実行委員会
	関東体育指導委員研究大会	関東体育指導委員連合会
	県体育指導委員研究大会・表彰式	千葉県体育指導委員連合会
	千葉県民体育大会	(財)千葉県体育協会

(3) スポーツ関連施設（平成 21 年度）

	施設名	延べ利用者数
総合運動施設	野球場	17,882人
	ソフトボール場	7,087人
	文化体育館	42,313人
	陸上競技場	12,298人
	サッカー場	9,470人
体育センター	グラウンド	17,696人
	体育館	20,269人
	卓球場	10,096人
	テニスコート	14,336人
	弓道場	1,467人
小湊スポーツ館	体育館	2,627人
	柔道場	2,120人
	剣道場	10人
宮庭球場		6,859人
大川面運動広場		3,133人
大川面庭球場		1,188人
大山庭球場		938人
成川運動広場		554人
芝浜プール		3,677人

鴨川市の生涯学習・スポーツ関連施設



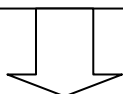
Ⅱ. 教育振興計画の目標・方針

1 鴨川市の教育の目標

本市は、「自然と歴史を活かした観光・交流都市—みんなで創る光り輝くふるさとをめざして—」を将来像とし、「創造性あふれる教育文化の都市」を教育と文化の目標とする「新市総合計画」（2006～2015年）のもとに、子どもの教育や生涯教育、スポーツ振興に取り組んでいます。本計画は、子どもから大人まで生涯を通じた総合的な教育の充実のため、次の目標のもとに「教育のまち 鴨川」の実現をめざします。

<市の将来像>

自然と歴史を活かした観光・交流都市
—みんなで創る光り輝くふるさとをめざして—



<鴨川教育振興のビジョン>

**学んでよかった、住んでよかったと
実感できる 鴨川市**

～夢と目標を持ち、市民みんなが輝く鴨川教育～

（１）子どもの教育の充実

- ① 家庭の教育：生活文化を身につけよう
- ② 地域の教育：体験を通して将来への目標をつかもう
- ③ 社会の教育：市民生活に必要な知識を学ぼう
- ④ 学校の教育：豊かに生きる力を身につけよう
- ⑤ 学校給食の充実

（２）生涯学習の充実

- ① 子どもの遊び・体験・自立の支援
- ② 家庭教育への支援
- ③ 高齢者の生涯学習の充実
- ④ 市民文化の振興
- ⑤ 歴史・文化の保存と活用

（３）スポーツの振興

- ① 市民スポーツの振興

（１）家庭の教育：生活文化を身につけよう

子どもが家族の一員として役割を持ち、人を思いやる心をはぐくみ、信頼され評価されるとともに、基本的な生活習慣、礼儀・作法や趣味、職業知識、ボランティア意識、読書・自学習慣などを身につけられるよう、男女がともに参加する家庭の教育の充実を図ります。

（２）地域の教育：体験を通して将来への目標をつかもう

子ども同士で楽しく遊び、コミュニケーション能力や体力を身につけるとともに、大人の世界にふれて視野を広げ将来への目標をつかむことができるよう、多様な体験機会の充

実を図ります。また、子どもたちが社会的なルールを学び、コミュニティ（地域社会）の一員として信頼され、認められる機会の充実を図ります。

(3) 社会の教育：市民生活に必要な知識を学ぼう

子どもたちが、将来、地域の産業や地域文化、地域コミュニティを担えるよう地域の産業文化や歴史・伝統文化、芸術文化などにふれ、学び、体験できる機会の充実を図ります。

(4) 学校の教育：豊かに生きる力を身につけよう

子ども一人ひとりが未来への確かな夢を持ち、そのために必要な生きる力を身につけることができるよう、「自ら学び、考える意欲を高める授業」、「わかる授業（基礎的・基本的な内容の定着）」、「学んだことが活用できる授業」の充実を図るとともに、「豊かな心」と「社会力・生きる力」、「健康・体力」を養う教育の充実を図ります。

家庭の教育・地域の教育・社会の教育・学校の教育の役割

分 野	家庭の教育	地域の教育	社会の教育	学校の教育
学ぶ	読書習慣 自学習習慣	習い事 学習塾	調査・学習（図書館、 郷土資料館）	学ぶ意欲を高める 授業 わかる授業（基礎・ 基本の定着と応用）
遊ぶ	家族での遊び 家族趣味	友達との遊び 自立体験（キャンプ など）	読書（図書館） 趣味・創作活動（公 民館、市民会館、市 民ギャラリー） スポーツ活動	友達づくり 遊びを取り入れた 授業 コミュニケーション 能力の向上
暮らす	生活習慣（睡眠・食 事等） 礼儀・作法 家事などの生活知 識・技術 家業の手伝い	育児体験 祭り・行事体験 ボランティア体験 スポーツ 自立体験（学校合 宿・通学合宿） 仕事体験	健康教育 環境教育 社会学習 キャリア教育	集団活動 体験学習（総合的学 習の時間等） 考える力や問題解 決能力・創造力を養 う授業 食育

(5) 学校給食の充実

子どもが、健康で健やかに生活ができるように、安心・安全な給食を提供するとともに、食指導を推進します。

(6) 子どもの遊び・体験・自立の支援

次代を担う子どもや若者が、地域で生き生きと活躍し、大人になるために必要な学習や体験ができるよう、学校との連携を図りながら、家庭の教育や地域の教育の充実に向けて支援を行うとともに、社会の教育の充実を図ります。

特に、子どもや若者が地域で自立に向けて活動する機会を増やすとともに、社会的なルールを学び、コミュニティ（地域社会）の一員として信頼され、認められ、自分自身に誇りと自信を持てるような機会を増やします。

(7) 家庭教育への支援

本市の親たちが、子どもの現状を把握しながら、基本的な生活習慣や礼儀作法、社会での基礎的な知識や生活技術を子どもに教える、家庭教育への支援を行います。

(8) 高齢者の生涯学習の充実

高齢者の学習ニーズも高まっており、健康で生きがいをもち、地域社会の重要な一員として活躍できるよう、高齢者それぞれの状況に応じた学習活動や多様な学習機会の提供等を促進します。

(9) 市民文化の振興

市民が地域で様々な文化・芸術などの趣味・創作活動やスポーツなどを楽しみ、自己実現を図るとともに、魅力のある地域コミュニティづくりを進められるよう、市民の地域クラブ活動（クラブやサークル活動など）の支援を行います。また、その活動の成果が市民に共有されるよう、発表機会や体験教室などへの参加の機会の充実を図ります。

(10) 歴史・文化の保存と活用

歴史・文化を大事にし、未来に活かす魅力あるまちづくりに向け、より多くの人々が歴史・文化にふれることができる機会の提供に努めるとともに、郷土芸能や伝統行事などの地域文化の保存・活用を促進します。

(11) 市民スポーツの振興

市民一人ひとりがスポーツに気軽に親しみ、健康の維持・向上等が図られるよう、スポーツクラブの育成や指導者の養成、スポーツ教室・大会の支援の充実に努めます。

また、交流イベントやキャンプなどの受け入れ体制を整備します。

2 計画の基本方針

「学んでよかった、住んでよかったと実感できる鴨川市～夢と目標を持ち、市民みんなが輝く鴨川教育～」の実現に向け、次の基本方針のもと、まちづくりを進めます。

(1) 一人ひとり、市民みんなが輝く教育

子どもたち一人ひとりが、確かな夢と目標を持ち、その実現に向けて学び、遊び、様々な体験ができるよう、義務教育においては、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図り、一人ひとりの多様な個性を伸ばすことができる教育の推進を図ります。また、お互いの異なる個性を尊重しあい、ともに生活し、協力し、助け合って様々な共同作業を行うことができるよう、みんなが輝く教育の推進を図ります。

また、少子化に伴う子どもの減少を勘案し、各学校施設の整備及び適正配置を図り、快適で効果的な教育環境の創出に努めるとともに、特別支援教育の充実、学校給食の充実など、総合的な教育環境の整備を進めます。

(2) 子どもの自立を支援する教育

家庭・地域・学校・行政は、弱い立場の子どもたちを十分に保護するとともに、自立していく途中にある子どもたちが、地域、学校などで自立へ向けた様々な体験ができる機会の充実を図ります。本市の自然や歴史、地域の人材等を生かした特色ある教育・特色ある学校づくりをめざし、特に、子ども同士の集団遊びや異年齢の遊び、子どもだけのキャンプや通学合宿などの集団生活、地域行事やボランティア活動などの大人の活動への参加、様々な仕事の体験機会の充実など、子どもの自立を促す教育の取組を充実します。

(3) 家庭、地域、学校、行政が連携した教育

この大きく変化する時代に、子どもたちが社会に出て働き、生活を営んでいくためには、様々な面での学習と体験が必要であり、家庭・地域・学校・行政が連携し、役割分担を明確にししながら、総合的な子どもの教育への取組を進めます。そのため、様々な分野の市民

が「学校支援ボランティア」として参加する場や機会の充実を図るとともに、教育委員会を中心に、自然や環境、健康・福祉、産業、情報、コミュニティづくり、男女共同参画、国際交流などにおいて行政の各分野が連携し、現代的課題に取り組みます。また、国際化、情報化などの課題に対応した英語教育、ICT教育を一層推進します。

(4) ソフト事業と教育基盤整備の充実

厳しい国・県・市の財政のもとで、活力のある市の将来を切り拓くためには、人材の育成が最重要課題です。ソフト事業を中心に限られた予算の中で教育内容の充実を図るとともに巨大地震に備えた学校施設・設備の耐震化の重点的な取組を推進します。

(5) 市民一人ひとりが輝く生涯学習

大きく変化する時代の中で、市民が趣味やスポーツ、生活を楽しみ、様々な問題解決や自分の希望の実現に向けて学び、創造的な活動を行う生涯学習により、市民一人ひとりが輝く生涯学習のまちづくりを進めます。そのため、画一的なサービスではなく、市民の多種多様なニーズに対応した市民主体の取組への支援など、創意工夫を図ります。

(6) 生涯を通して学ぶまちづくり

「教育・学習は学校・塾で」という固定観念を変え、家庭や地域での子どもの体験機会や、大人になってからの職業能力の向上や再就職のためのキャリア学習、生活を楽しむ地域クラブ活動やまちづくりのための学習など、生涯を通して楽しく、生き生きと学ぶことのできるまちづくりを推進します。

(7) 市民主体の生涯学習のまちづくり

講師から受講者へと一方的・固定的に教育・学習活動を進めるのではなく、市民がお互い尊重し、教え合い学び合う生涯学習機会の充実を図ります。

市民同士で主体的に活動する学習グループ（クラブ・サークル等）活動の支援を充実するとともに、様々な局面で市民が講師として教えたり体験機会を提供したりする生涯学習ボランティア活動の促進と、市民への情報提供の充実を図ります。

(8) 生涯学習の魅力のあるコミュニティづくり

子どもや若者の地域離れや高齢化が進む中で、市民が各地域の自然や歴史・文化、産業などを活かし、趣味やスポーツ、祭りやイベント、地域学習などを通して、お互いに交流し、活動する魅力あるコミュニティづくりが課題です。そのため、異年齢の活動・交流機会や、誰でも参加しやすいイベントなどの充実を図ります。

(9) 地域クラブ活動やイベントの魅力のあるまちづくり

一年を通して都会の人々を引きつける魅力のある観光のまちづくりには、市民がスポーツや音楽、祭りなどで活発に活動し、生活を楽しんでいる姿が見えることが重要です。そのため、外からの参加・体験・交流機会の充実した、楽しい生涯学習のまちづくりを進めます。

(10) 分権・自立時代に対応した生涯のまちづくり

厳しい国・県・市の財政のもとで、自立に向けて活力のある市の将来を切り拓くためには、人材の育成が最重要課題です。

ソフト事業や市民の自主的な活動など生涯学習のより一層の充実を図るとともに、施設管理・運営の民営化や統廃合などの検討を進めます。

3 分野別の取組方針

「学んでよかった、住んでよかったと実感できる 鴨川市～夢と目標を持ち、市民みんなが輝く鴨川教育～」をめざし、3の柱で教育のまちづくりを進めます。

学んでよかった、住んでよかったと実感できる 鴨川市

夢と目標を持ち、市民みんなが輝く鴨川教育

- (1) 一人ひとり、みんなが輝く教育
- (2) 子どもの自立を支援する教育
- (3) 家庭 地域 学校 行政が連携した教育
- (4) ソフト事業と教育基盤整備の充実
- (5) 市民一人ひとりが輝く生涯学習
- (6) 生涯を通して学ぶまちづくり
- (7) 市民主体の生涯学習のまちづくり
- (8) 生涯学習の魅力のあるコミュニティづくり
- (9) 地域クラブ活動やイベントの魅力のあるまちづくり
- (10) 分権・自立時代に対応した生涯のまちづくり

1 子どもの教育

1-1 家庭の教育：生活文化を身につけよう

- 1 「家庭での教育」の目標設定
- 2 生活習慣の確立とつけ
- 3 子どもの自立支援
- 4 自宅での読書・自学自習習慣の確立
- 5 子育て家庭への支援の充実

1-2 地域の教育：体験を通して将来への目標をつかもう

- 1 子どもたちの屋外遊びの支援
- 2 子どもの自立支援
- 3 子どもの人権擁護と安全の確保

1-3 社会の教育：市民生活に必要な知識を学ぼう

- 1 子どもの社会教育の推進体制整備
- 2 子どもの社会教育の充実

1-4 学校の教育：豊かに生きる力を身につけよう

- 1 幼児教育の充実
- 2 小中一貫教育の推進
- 3 学ぶ意欲と基礎学力の向上
- 4 考える力や創造力、自立力の育成
- 5 心の教育の充実
- 6 社会力・生きる力の育成
- 7 健康と体力の向上
- 8 特別支援教育の推進
- 9 信頼される学校づくりの推進
- 10 安全で快適な学校づくりの推進

1-5 学校給食の充実

- 1 施設・設備の充実
- 2 民間委託の推進
- 3 学校や家庭との連携の推進
- 4 地産・地消の推進
- 5 学校における食育の推進

2 生涯学習

2-1 子どもの遊び・体験・自立の支援

- 1 幼児の遊びや体験機会の充実
- 2 小中学生の体験機会の充実
- 3 青年の学習・交流機会の充実
- 4 安全な地域環境づくり

2-2 家庭教育への支援

- 1 乳幼児保護者への学習機会の充実
- 2 子どもの自立に向けた家庭教育の支援
- 3 人権に関する学習の推進

2-3 高齢者の生涯学習の充実

- 1 高齢者の健康づくりの推進
- 2 高齢者相互の交流や、世代間交流の促進
- 3 高齢者の活躍の場の充実

2-4 市民文化の振興

- 1 地域文化クラブ活動の促進
- 2 交流事業などの充実
- 3 発表・鑑賞機会の充実
- 4 生涯学習施設の整備
- 5 市民が利用・活動しやすい環境の整備

2-5 歴史・文化の保存と活用

- 1 歴史・文化の発掘と保存・展示
- 2 歴史・文化の学習と活用

3 スポーツの振興

3-1 市民スポーツの振興

- 1 多様なスポーツ活動の促進
- 2 競技スポーツの促進
- 3 スポーツイベント等の誘致
- 4 スポーツ・レクリエーション施設の整備

Ⅲ. 分野別の取組

1 子どもの教育の充実

1-1 家庭の教育：生活文化を身につけよう

■現況と課題■

核家族化，価値観の多様化が進むなか，家庭と地域とのつながりが薄くなり，家庭での教育を周りから支える力が弱くなってきています。また，県内では，ひとり親家庭が8.1%（平成17年国勢調査）となり，ステップファミリー（再婚家族や養子縁組家族）が次第に増えてきています。また，実際には，子どもの健康，生活習慣やしつけ，自宅での勉強や読書，自立に向けた体験，仕事や社会参画についての会話などは不十分であり，家庭の教育についての保護者への学習機会の充実が求められます。

■基本目標■

家庭において，家庭での教育目標を決め，生活習慣の確立，家事分担による生活知識・技能の獲得，自学・読書習慣の確立，家業や地域活動の手伝いなど仕事や社会体験機会の充実などを図り，家族が互いに信頼し，協力しあえる家庭づくりを促進します。そのために，保護者への情報提供や交流，学習機会の充実などを図ります。

■取組の方向■

1. 「家庭での教育」の目標設定

核家族化や少子化，家族一緒に食事機会の減少，家庭の地域や職場との関わりの減少などにより，子どもたちが家庭で様々なことを学ぶ機会が減ってきています。

親が働く姿や地域で活動する姿（親の背中）が子どもには見えにくい時代になっており，各家庭で子どもたちに何を教えなければならないか相談し，目標と役割分担を決めて家庭での教育に取り組めるよう，親世代の学習機会の充実を図ります。

2. 生活習慣の確立としつけ

(1) 早寝早起き習慣の確立

睡眠不足と疲れの蓄積は，学校での学習にも大きな影響を与えています。早寝早起き，夜更かし防止に向けて，子どもへの指導を徹底するとともに，PTAを中心に学校，教育委員会，保健関係機関などが連携し，各家庭で取り組めるようにします。

(2) 朝食習慣の確立

早寝早起きとともに，朝食をきちんととれるよう，子どもへの指導の徹底と，家庭との連携を図ります。

(3) 子どもの生活習慣病の予防

子どもの生活習慣病の予防に向けて，規則正しい食事やカロリーオーバーの制限，外遊びによる運動習慣の確立，歯磨きの習慣の確立，受動喫煙の防止などに向けた，子どもの健康についての学習機会の充実を図ります。

(4) 挨拶などの礼儀やきまりを守る指導の充実

子どもが「おはよう」の挨拶や「はい」の返事などの礼儀や作法，話す・聞く態度などを身につけ，家庭や社会のきまりを守れるよう，家庭での教育についての学習機会の充実を図ります。

3. 子どもの自立支援

(1) 家庭内での子どもの役割分担

子どもの家事分担や家族行事での役割分担，家業の手伝いなどの機会を充実し，子どもが家族の一員としての役割と責任を果たすとともに，生活技術の獲得を図れるよう，家庭内での自立教育の促進を図ります。

(2) 子どもの自然・社会体験機会の充実

子どもが変化の激しい社会についての知識や能力を身につけることができるよう，親の仕事などを積極的に話題にしたり体験したりする機会を増やすとともに，親以外の地域の大人の話を聞くことができるよう，親同士の交流機会や親と一緒に地域活動に参加する機会の充実を図ります。

(3) 子どもを伸ばし，自信をつけさせる家庭教育の推進

子どもが家庭や地域で役割を果たし，様々なことに積極的に取り組み，良いところを伸ばす機会を増やすとともに，各家庭で子どもをよく見て良いところを積極的にほめ，子どもが自分自身を肯定的・積極的に評価し，自信を持てるよう，ほめる家庭文化の育成を図ります。

(4) 子どもの教育への男女共同参画の促進

子どもの教育を母親任せとするのではなく，父親が子どもと家事分担を行い，仕事や趣味，社会活動などについての会話を増やすなど，子どもの教育への男女共同参画を促進します。

4 自宅での読書・自学自習習慣の確立

(1) 読書習慣の確立

子どもが自宅で読書する習慣をつけられるよう，乳幼児の頃からの読み聞かせ，親子での図書館の利用や読書時間づくりなどに向けて，保護者，学校，図書館が連携した取組を図るとともに，家庭ではテレビつけっぱなし習慣の改善やノーテレビデー・ノーゲームデーなどの取組を促進し，家庭読書の推奨を図ります。

(2) 自学・自習習慣の確立

学校で学んだことを，反復練習などによって身につけることができるよう，保護者と学校が連携し，自宅で学習する習慣の確立を図ります。

5. 子育て家庭への支援の充実

(1) 保育や相談体制の充実

家庭は子どもが人への信頼感を獲得する重要な場であり，そこで，保護者がゆとりを持って働き，自分自身の人生を楽しみながら子育てができるよう，企業と市民，市の関係各課が連携し，保育や子育て相談体制の充実を図ります。

(2) 保護者活動の支援

家庭教育は一家族だけで充実を図ることは難しい面もあり，親同士が交流し共同で子育てする子ども会活動やPTA活動などを促進します。

(3) 保護者研修機会の充実

子どものしつけや子どもの家庭内での役割分担、親子遊びの知識・技術など、家庭教育について学習する機会の充実を図ります。

1-2 地域の教育：体験を通して将来への目標をつかもう

■現況と課題■

子どもの減少、塾や習い事通い、交通事故や犯罪の心配、テレビやゲームでの遊びなどから、子どもたちが屋外において集団で遊ぶ機会が減ってきています。また、大人達の仕事を目撃したり話を聞いたりする機会や、地域の祭りやイベントなどに参加する機会も少なくなってきています。その結果、子どもたちのコミュニケーション能力や体力の低下、仕事や社会活動の経験不足、自立意識の遅れが問題となっています。

そのような中で、中学生・高校生は、大人になるために様々な職業について知り、体験することを望んでいます。また、保護者は、子どもたちにボランティア活動に参加する、郷土の伝統や文化を学ぶことなどを求めています。さらに、保護者の多くは、ボランティアとして、自分の特技や経験を生かして学校で教えることや学力向上ボランティアの活動、子どもたちの遊びや行事の世話、仕事やボランティア体験の世話に参加する意向があることから、この推進体制の整備が課題です。

■基本目標■

子どもたちが地域で友達と楽しく安全に遊び、仕事や地域活動などの体験ができるよう、子ども会活動や地域スポーツ活動、様々な体験活動など、地域教育活動の充実を促進します。また、子どもが安全に過ごせる地域づくりや10代の子どもたちの居場所づくり、非行防止や児童虐待の防止を図ります。

■取組の方向■

1. 子どもたちの屋外遊びの支援

(1) 放課後子ども教室推進事業（土曜スクール等）の推進

- ① 地域の子どもたちが土曜日など休日を有意義に過ごすために、地域ボランティアコーディネーターやボランティアが中心となって、小学校施設を利用し様々な体験活動や学校での学習の補習、体力づくり等を行う「放課後子ども教室推進事業」の順次拡大を図ります。

(2) 屋外で楽しく遊べるまちづくりの推進

- ① 子ども同士の野外での集団的な遊び等を通して、身体能力や運動能力を高めるとともに、遊び友達のコミュニティの中で社会性と自立性の育成を図ります。
- ② 現在、子どもたちの多様な集団遊びの文化は途絶えてしまっていることから、遊びのボランティアや子どもたちの健全育成団体などと連携し、遊びのノウハウを教える体制づくりや、地域での見守り体制の整備を図ります。
- ③ 安全に遊べる環境の整備（公園や広場、体育館、学校施設などの整備と活用、安全に自転車や徒歩で移動できる道路の整備）や、子どもたちの居場所などの確保を図ります。

(3) 学童保育の支援

- ① 保護者等で運営する学童保育に対し、子どもたちが放課後や休日の小学校等の施設を使い、遊びや宿題などの学習、様々な体験活動などができるように、空き教室等の施設を提供します。

2. 子どもの自立支援

(1) 子どもの体験機会の充実

- ① 子どもたちを、将来の鴨川市を担う「小さな市民」として位置づけ、自然体験や農業・漁業等の仕事の体験、創作活動、祭りや地域行事、地域活動やボランティア活動、まちづくり活動などを体験できる機会を充実し、様々な知識・技術や経験を得られるようにします。

(2) 子ども会やスポーツ少年団活動の充実

- ① 異年齢の子どもたちが地域で活動・交流し、様々な体験を行い、自立意識を養えるよう、子ども会活動の充実を図ります。
- ② 子どもたちがスポーツを通して運動習慣を身につけ、心身の鍛練を行えるよう、さらに活動の充実を支援します。

(3) 多様な大人のコミュニティへの参加

- ① 核家族化や地域コミュニティ活動の弱体化などにより、子どもたちが親と教師しか大人との接触機会がない、相談できる人がいないという時代になりつつあります。地域における様々な大人のコミュニティ（地区、趣味、イベント、ネットワーク等）の中で子どもが育ち、子どもたちが多様な職業観や人生観、ライフスタイルを学ぶことができ、様々な相談ができる体制づくりに取り組みます。

(4) 青少年の健全育成の推進

- ① 関係機関との連携を図りながら、少年非行の防止に向けて、青少年の健全育成に取り組めます。
- ② 暴力や犯罪などを助長するような有害図書やゲームなどが子どもの手に渡らないような取組を進めます。

(5) 子どもの自立に向けた支援の充実

- ① 「大人がすべてお膳立てし、子どもはお客さん」ということにならないよう、子どもたち自身による企画など、子どもたちの自立に繋がる取組方法を検討します。
- ② 地域での子どもたちの居場所づくりなど、自立に向けた活動の支援を促進します。

3. 子どもの人権擁護と安全の確保

(1) 児童虐待の防止

- ① 児童相談所や保育園・幼稚園・学校、行政、警察などと連携し、地域が協力して、相談体制の充実や早期発見体制の整備を行うなど、児童虐待の防止を図ります。

(2) いじめや非行の防止

- ① 子ども同士のいじめや差別、暴力や非行のない地域づくりをめざし、地域での異年齢の交流機会の充実を図るとともに、温かく子どもたちを見守り、困った時に相談できる大人を増やし、いじめや非行を見かけたら厳しく注意する地域づくりを進めます。
- ② 関係機関と連携し、非行などの防止を図ります。

(3) 安全な地域づくりの推進

- ① 子どもたちが交通事故や犯罪の心配がなく、地域で安全に遊べるよう、子どもの目からみた交通環境の整備を図ります。
- ② 防犯パトロールなどの地域の見守り体制の整備など、子どもへの犯罪防止対策などの充実を図ります。

1-3 社会の教育：市民生活に必要な知識を学ぼう

■現況と課題■

国際化や産業のサービス化、高度情報化、少子高齢化、生活・文化の成熟化、地方分権など、大きく変化する時代にあわせて、子どもたちが生涯を通して学ぶ意識を身につけるとともに、市民生活のルールやまちづくり、市政について関心を持つことが求められています。本市では、各公民館での活動を始め、様々な子ども向けの教室が行われており、今後ますます「子ども市民」を対象にした「社会の教育」の充実が求められます。

■基本目標■

子どもたちが市民の一員として、地域の自然や歴史・文化、産業や生活について学ぶとともに、地域で一定の役割を果たせるよう、子どものための社会教育推進体制の充実と多様な学習内容の設定、社会教育施設の整備・充実などを進めます。

■取組の方向■

1. 子どもの社会教育の推進体制整備

(1) 推進体制の整備と本計画の位置づけと見直し

- ① 本計画にもとづき、幼児教育、学校教育、社会教育の各分野と、産業、保健・福祉、環境、建設、コミュニティなどの各分野が連携し、子どものための社会教育の推進体制を整備するとともに、定期的に検証し本計画の計画的な見直しを図ります。

(2) 多様な学習機会の提供

- ① 教育委員会を中心に、庁内各課や関連団体・グループ、市民、専門家、高校・大学が連携し、年間プログラムを作成し、子どもたちが自由に選択できる多様な学習機会の提供に努めます。

(3) 情報提供の充実

- ① 「広報かもがわ」やパンフ、掲示板やインターネット、新聞報道などを通して、年間・月間の子どもの社会教育情報の提供に努めます。

(4) 子どもの教育ボランティアの育成

- ① 各分野の知識・経験を持つ職員や教師、地域の人材の発掘に努め、インストラクターやボランティアとして育成を図り、子どもの多様な講座や体験機会の提供に努めます。

2. 子どもの社会教育の充実

(1) 「地域生活学校」の整備

- ① 子どもたちが生活に必要な様々な知識・技術を身につけることができるよう、生活習慣病の予防教室、軽スポーツやレクリエーションの入門教室、子どものための料理教室、大規模災害や交通事故、犯罪などから身を守るための安全教育、社会・経済動向学習や

コンピュータ学習など職業能力の向上に向けたキャリア教室，農林漁業体験教室，自然や環境について学ぶアウトドア教室，地域の歴史・文化を学ぶ郷土教室など，子どものための教室の充実を図ります。

(2) 図書館活動の推進

- ① 図書館や公民館の図書室，学校図書室などが相互の連携を図り，子どものための蔵書やCD・ビデオ・DVDなどの充実を図るとともに，読み聞かせや読書相談・指導，読書サークルの育成など，地域読書活動の推進を図ります。

(3) 「まちづくり学校」の充実

- ① 省エネ・省資源，ごみ問題，自然保護などの環境教室，人にやさしいまちづくりや福祉ボランティア教室，幼児や高齢者，障害者とのふれあい教室，美しい景観のまちづくりや手作りの公園整備などまちづくり教室，農林漁業や商店街，観光の活性化，起業化に向けた産業おこし教室，自分自身の権利を知り，他の人の人権を尊重する人権教室，国際交流教室など，まちづくりに関わる子どものための教室の充実を図ります。

(4) 「地域クラブ活動」の充実

- ① 「総合型地域スポーツクラブ」など，大人と子どもが一緒に参加し，交流できる地域クラブ活動の充実を図ります。また，親子でスポーツを体験できる機会の充実を図ります。

(5) 子どもを対象とした5大学との事業の充実

- ① 本市に教育研究施設を有する5大学と各分野における連携をさらに進め，子どもたちが各大学の有する知的・文化資産にふれる機会の充実を図ります。

1-4 学校の教育：豊かに生きる力を身につけよう

■現況と課題■

国際化・産業のサービス化・高度情報化・少子高齢化・社会の二極化など，大きく時代が変化する中で，子どもたちは恵まれた環境の中で，多様な能力を発揮しながら生き生きと育つ一方，体力の低下と健康の悪化，将来の進路への不安，社会経験の不足など，様々な問題を抱えています。

本市には，平成22年度において市立の幼稚園10園，保育園10園，小学校10校，中学校4校がありますが，これまで「生き生きとした明るい学校（園）生活の創造」をめざし，小中一貫教育・幼保一元化の推進，小学校英語活動の推進，ICTを活用した情報教育の推進，地域との連携，豊かな体験活動の推進，年次計画に基づく校舎の耐震化と改修・修繕などに取り組んできました。

これからも，時代の要請や子どもや保護者のニーズをふまえながら，自ら学ぶ意欲を育て，「読む」「書く」「計算する」などの基礎的な学力や「思考し表現する力」，創造力などの向上を図るとともに，社会力，健康や体力の向上など，生きる力をはぐくむ教育を推進し，将来の鴨川市を担い，国際社会で活躍する人材を育成する学校教育を進める必要があります。

■基本目標■

大きく変化する時代の中で生涯にわたり，自ら学ぶ意欲をもち，確かな学力や時代を切り開く創造力を身につけ，社会性をもち，人間性豊かな，元気でたくましい，生きる力をもった子どもが育つよう，保護者・市民と連携を図りながら，次の10の施策を掲げます。

■取組の方向■

1. 幼児教育の充実

幼児期は、人間が最も成長、発達する時期であり、健康的な心身の基礎を確立し、基本的な生活習慣や集団性を身につけ、遊びや様々な体験を通して興味・関心の幅を広げ、学びの基礎を確立する大事な時期です。しかしながら、幼児期における子ども同士の遊びの機会の減少や家庭や地域の教育力の低下などから、小学校1年生になった時に授業や集団活動になじめない、いわゆる「小1問題」なども生まれてきています。

平成22年度における市内幼稚園の入園者数は定員805名に対し326名であり、保育園の入所者数は、定数780名に対し、446名となっており、幼稚園も保育園も、地域により大幅な定員割れとなっております。特に、預かり保育を実施していない幼稚園の入園者は、定員350名に対し111名と、実施している園に比べ、より高い割合で定員割れとなる傾向があります。このため、幼稚園や保育園、地域での就学前教育の充実を図るとともに、女性就労の増加や労働形態の多様化に対応し、施設の統廃合や幼稚園と保育園の機能を備えた幼保一元化施設の更なる整備が急がれます。

(1) 幼保一元化の推進

- ① 多様な幼児教育のニーズに対応し、4・5歳児の幼稚園教育と預かり保育を市内全域で実施できるように取り組みます。なお、3歳児の幼稚園教育については施設的に余裕のある園での試行について検討します。
- ② 江見地区については幼稚園の適正配置についても検討しながら、幼保一元化を進めます。
- ③ 学校の統廃合により、空いた校舎等を利用して、幼保一元化施設に改修（保育室、遊戯室等への改修、給食施設、避難施設等の設置）します。さらに、幼保一元化に伴い閉園となる幼稚園と保育園跡地の有効利用についても検討します。

(2) 家庭・地域における体験機会の充実

- ① 幼児や親子が地域において遊ぶ機会や、親以外の大人や子どもとふれあう機会、地域行事など様々な体験ができる機会の充実を図ります。

(3) 幼稚園教育の充実

- ① 幼稚園生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ね、学びの基礎を培うことができるように年間指導計画を作成し、これに基づき計画的に環境を構成し、指導の工夫・改善を行います。
- ② 平成21年度より実施された幼稚園教育要領に示された「発達や学びの連続性を踏まえた教育」にかかわり、幼稚園と小学校の連携を強化するため、幼小連携推進委員会(仮称)において「幼小連携プラン」を作成するとともに、保育園と幼稚園、幼稚園間の連携も深め、発達や学びの連続性、共通性を確保していきます。
- ③ 「幼小連携プラン」には、園生活から小学校生活をつなぐ接続期カリキュラムとして、アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムを盛り込んでいきます。

＊アプローチカリキュラム 主に幼稚園5歳児教育の後半において、園生活から学校生活にスムーズに適応していけるようなカリキュラム。

＊スタートカリキュラム 主に小学校1学年前半において、入学児童が義務教育の始まりにスムーズに適応していけるようなカリキュラム。

2. 小中一貫教育の推進

小中一貫教育を通して「生き方を考える力」、「基礎学力と自ら学び考える力」、「豊かな心と人間関係をつくる力」を育てます。また、子どもの発達、学習の系統性、いわゆる「中一ギャップ」の問題等の視点から、小中学校のなめらかな接続を考え、実践していきます。

(1) 分離型小中一貫教育の推進

- ① 鴨川中学校区、安房東中学校区において、小中学校が連携や交流を強化して、特色ある一貫教育、9年間の積み重ねや連続性を大切にした教育活動を行います。特に、平成23年度開校する鴨川中学校区においては、7小学校と1中学校の連携や交流のあり方について検討し、着実な実践に努めます。また、安房東中学校区ではこれまでの取組の成果を生かし小中一貫教育の具体的な研究を進めていきます。

(2) 統合型小中一貫教育の推進

- ① 長狭学園（長狭小学校、長狭中学校）においては、平成21年度より同一敷地内に小学校、中学校を設置し、小中9年間の一貫したカリキュラムのもと、計画的・継続的な教育活動に取り組んできました。今後、これまでの研究実績を踏まえながら統合型一貫教育をより充実させていきます。

(3) 鴨川市教育政策研究委員会の充実

- ① 小中一貫教育を推進する中心的役割を果たす組織として、鴨川市教育政策研究委員会を、その下部組織として小中一貫教育プロジェクト委員会と教科・領域推進委員会を設置し、「鴨川市小中一貫教育指導の重点」や「教科・領域別年間指導計画」に基づいた実践の点検と改善策の提示、各中学校区ごとの課題を克服するための共通実践について協議を深めていきます。

(4) 小中一貫教育実践校との交流

- ① 小中一貫教育全国連絡協議会に加盟し、全国で小中一貫教育や小中一貫校の研究・開発に取り組む自治体、学校と情報交換を行い、さらに研究・実践を深化させていきます。

3. 学ぶ意欲と基礎学力の向上

義務教育には、次代を担う子どもが生涯を通して学び考える意欲を身につけ、基礎的な学力を身につけるとともに、心身共に健全で、社会の中で活躍できる生きる力を身につけることが求められています。

また、子ども同士で遊んだり、自然・生活体験や社会体験を行ったりする機会が少なくなり、コミュニケーション能力の低下や社会性、公共心の欠如も心配されます。

そこで、子ども一人ひとりが未来への確かな夢を持ち、社会の変化に主体的に対応しながら、生涯を通して自ら学ぶ意欲や考える力の基礎を培う教育を進めていきます。

(1) 一人ひとりが輝く学校づくりの推進

- ① 子ども同士、教師と子ども、教師同士がお互いに尊重しあう文化を育てます。
- ② 子どもたちが多様な場面で活躍できる機会を増やします。
- ③ できること、努力したこと、良いところなど多様な能力をお互いに認め、自信を持つことができる学校・学級づくりに努めます。

(2) 学ぶ意欲を高める楽しい授業

- ① 新しい知識を得ることや新しい発見、深く考えること、創造の楽しさを実感できる授業、身近な問題と結びつけた問題解決型の授業や体験学習、段階的に達成感を実感できる授業、学び合い・高め合いのある仲間づくりなど、教育内容・方法を工夫し、自ら学ぶ意欲を高める教育を推進します。

- ② 会議等の持ち方を工夫し、できるだけ教師の教材研究の時間を確保するように努めます。
- ③ 総合的な学習の時間の有効活用を図るとともに、教師の専門性を生かした小中学校それぞれの出前授業の試みを図ります。また、中学校区内で学校間の共同授業にも取り組みます。

(3) 誰もがわかる授業の推進

将来にわたって学習内容が生きる生涯学力の獲得に向けて、すべての子どもが学習内容の基礎・基本を習得できるようにする必要があります。

- ① 子どもが回答する学校評価項目に「授業がわかる」を設け、学校全体の数値目標が到達できるように「誰もがわかる授業」の実施に努めます。
- ② 「わからない」ことについて恥ずかしがらずに相談できる環境づくり、つまずきの洗い出しと対策、少人数指導やグループ学習の推進、習熟の程度に応じた指導の工夫を図ります。
- ③ 「小1」「中1」でのつまずきの防止、いわゆる「小1問題（授業、集団生活への適応ができない子どもによる学級崩壊など）」「中1問題（学ぶ意欲と学力の低下）」の解決に向けて、体験入学や交流学习に取り組むとともに、小学校と幼稚園・保育園、中学校と小学校との連携に積極的に取り組みます。

(4) 読書活動の推進

様々な事に興味を持ち、知的な関心を高め、生涯にわたって自ら学ぶ習慣をつけるために、読書は大きな役割を果たします。また、コミュニケーション能力の向上が求められる時代になり、文字による情報伝達・編集・発信能力の向上は、あらゆるコミュニケーション活動や学習活動の基礎として、ますます重要となってきています。

- ① 読み聞かせや朝の一斉読書に取り組み、子どもの読書習慣の確立を図ります。
- ② 市立図書館に所属する読書ボランティアや市立図書館の団体貸し出し制度を活用し、学校図書館活動の充実を図るとともに、市立図書館で作成した「ふるさと鴨川」の計画的な活用を図ります。
- ③ 読書ボランティアの協力を得て、図書の補修や学校図書館の整備に努めるとともに、蔵書資料のデータベース化により、貸し出し方法などの工夫や蔵書の充実などを行ってみたい図書室づくりを進めます。

(5) 学習内容の定着

子どもが授業内容に興味・関心を持ち、わかる授業を行ったとしても、学んだことの定着を図る自らの取組がないと学力の向上には繋がりません。授業で習ったことが確実に身につくようにするために、自ら考えた方法で反復学習等に取り組むように指導の充実を図ります。

- ① 子どもが、毎日、30分～2時間程度自宅で学習する習慣が身につくように、子どもの発達段階に即した「家庭学習の手引き」を作成するとともに、家庭学習の課題等についても工夫していきます。
- ② 発達段階に応じたノート指導に努めます。
- ③ 漢字や計算などについては反復学習により確実な定着を目指します。
- ④ 全国学力・学習状況調査に市内全小中学校が参加し、それぞれの学校、中学校区、市全体で結果を分析し、学力向上に生かします。そのために、市では各校の教務主任等で構成する市学力向上推進委員会を発足させます。

4. 考える力や創造力、自立力の育成

現在の経済・社会環境を考えると、子どもたちには将来、仕事や社会、家庭において、次々と起こる様々な新たな課題や問題に直面し、解決していく力を養うことが必要です。特に、本市の将来を担う子どもたちには、新しい農業や漁業、商工業や観光などの産業を切り拓いていく力や地域文化やボランティア活動などを担っていく力を育成していくことが必要です。

そのため、基礎的な学力だけでなく、好きなこと、得意なことに意欲的にねばり強く取り組み、考える力や新しい発想、方法で仲間とともに問題解決にあたる、というような経験を増やす教育を推進していきます。学校は、家庭・地域と連携し、自立に向けて様々な体験ができる機会づくりに努めます。

(1) 個性を伸ばす教育の推進

- ① それぞれの子どもの個性を教師が把握し、学ぶ意欲を引き出し、多面的な能力を伸ばせるよう、少人数指導の推進を図ります。
- ② できるだけ多くの教師が一人ひとりの子どもたちに関わり、様々な角度から子どもをとらえてほめる機会を増やすとともに、地域人材を招いた授業の導入などにより、子どもが多様な眼で評価され、認められる機会を増やします。
- ③ 教師自身が地域活動やグループ活動へ参加することなどを通して、いろいろな人と出会い、子どもたちに多様な手本を示せるよう、さらに人間的な幅を持った教育ができるよう、研鑽に努めます。
- ④ 子どもたちが得意な分野を伸ばせるよう、本市に関わりのある5大学や地域の各分野の名人との交流事業を通して、科学技術や芸術、スポーツ、工芸や料理など、多様な活動を体験できる機会を設けます。また、競技会、コンクールなどへ参加し、同年齢間の子どもたちが切磋琢磨できる機会づくりに努めます。

(2) ICTを活用した情報教育の充実

急速に発展する社会の情報化に対応するため、子どもたちの情報活用能力をはぐくむとともに、情報モラルの育成、情報安全教育の充実が求められています。

- ① パソコン、校内LANを通じたインターネット、電子黒板など、学校ICT(Information and Communication Technology)を活用した情報教育を推進します。
- ② ICT利活用委員会を設置し、パソコンや電子黒板等の機器及びデジタル教科書の有効活用について教職員の理解を深め、子どもにとって効果的・効率的な学習環境の創出に努めます。

(3) 子どもの自立を支援する教育の推進

- ① 反抗期に入る10代の思春期の子どもたちが、自立に向けて夢を持ち、大人になるための心と体の健康の基礎をつくり、クラスや部活動、地域などで役割を果たして責任を持つ機会を増やします。
- ② 家庭や地域、社会教育と連携し、大人になるために必要な社会知識の学習や仕事・社会生活の体験など、自立へ向けた様々な体験ができる機会の充実を図ります。

5. 心の教育の充実

家庭や地域における人と人とのつながりの希薄化が問題視されています。

子どもたちがお互いに他人を思いやる心を持ち、豊かな生きる力を身につけ、実践できる子どもの育成を図ります。

(1) 道徳教育の充実

- ① 市民講師による授業や体験的な活動により、心に響く魅力ある授業を実施し、家庭・地域と連携した開かれた道徳教育の充実を図ります。

(2) 人権教育の推進

- ① 自分自身や他の人の生命や人権を尊重し、差別やいじめをしない子どもの育成に向けて、同和教育の推進，障害者理解・交流教育の推進，幼児や高齢者，在住外国人との交流などにより，人権教育の充実に努めます。
- ② 人権擁護委員による「人権教室」を積極的に開催していきます。
- ③ 家庭，学校，職場など身近で具体的なところから男女平等，男女共同参画についての学習を進めます。

(3) ボランティア体験機会の充実

- ① 「総合的な学習の時間」や道徳教育・教科学習などにおいて，ボランティア団体・グループと連携し，福祉や環境，文化，イベントなどのボランティア体験の充実を図り，市民の一員としての自覚を高めます。

特に，音楽やスポーツ，パソコンなどの特技を生かした活動や，乳幼児や高齢者とふれあう機会の充実を図ります。

(4) いじめ・不登校のない学校づくりの推進

- ① いじめや非行などの問題行動に対しては，教師が一丸となって，時期を逸せず毅然とした態度で指導を行います。
- ② 各学校に配置されたスクールカウンセラーを有効に活用するとともに，安房教育相談室（安房分室）や君津児童相談所など関係機関と連携を図りながら，不登校の子どもや保護者に対して，きめ細かな指導を行います。

＊スクールカウンセラー 思春期における心的サポートと，不登校や問題行動等の未然防止や早期解決のための臨床心理士等，心の専門家。

(5) 児童虐待の防止

- ① 児童虐待の疑いがある場合には，関係機関や民生・児童委員などと連携し，児童の保護を図るなど，児童虐待防止対策を総合的に推進します。
- 虐待を発見した時には，直ちに虐待防止ネットワークを構成する関係諸機関と連携し，児童の保護を図ります。

(6) 相談体制の充実

- ① 健康不安，進路などの悩み，家族問題，深刻ないじめや不登校・引きこもり，学級崩壊，非行や青少年犯罪などの予防や解消のために，子ども一人ひとりの理解に努め，家庭・地域，関係機関などと連携しながら，子どもや保護者への相談体制の充実を図り，必要な支援を行います。
- ② 教師や市職員などが子どもたちの気軽な相談相手になれるよう，研修の充実を図ります。

(7) 芸術鑑賞の推進

- ① 「子どものための優れた舞台芸術体験事業」（文化庁事業）を積極的に活用し，優れた舞台芸術に触れることにより，子どもたちの芸術を愛する心を育て，豊かな情操を養います。

6. 社会力・生きる力の育成

大きく時代状況が変化し、子ども達は将来の進路に不安を持っているにも関わらず、自立意識を育てる家庭や地域の教育力は低下し、子どもたちの遊びを通じた友達づくり、職業知識や生活技術の獲得、社会経験などの機会は減ってきています。

そこで、自立に向けた社会力を養う教育の充実を推進していきます。

(1) 仲の良いクラスづくりの推進

- ① 放課後に友達と遊ぶ機会の乏しい子どもたちにとって、クラスは友達と話し、遊び、共同生活を送り、コミュニケーション能力を身につける貴重な場です。そこで、仲の良いクラスづくりを進めるとともに、クラスの和を乱す問題行動やいじめに対しては、直ちに適切な指導を行います。

(2) 生徒指導の充実

- ① 子どもたちが学校社会の一員として、時間厳守や挨拶、清掃などのきまりを守り、共同行動ができるよう、発達段階に応じた「規律ある態度」の育成に向けて、一貫した指導を行います。
- ② 授業は大切な生徒指導の場であり、「落ち着いて授業を受けられる」学習規律の徹底を全教師が実践します。
- ③ 学校行事や集会活動などを通して、豊かな人間関係づくりの機会を充実します。

(3) クラブ活動・部活動の充実

- ① 子どもが多様な能力を発揮し、目標に向かって自分を磨き、組織力を身につける場、異年齢で活動する場、さらには生涯にわたる趣味を見つけ、運動習慣を確立する場として、クラブ・部活動を充実し、魅力のある学校生活の実現を図ります。
- ② 希望する部活動ができるよう、学校間の交流や総合型地域スポーツクラブとの連携を検討します。

(4) コミュニケーション能力の向上、言語活動の充実

- ① 授業の場を中心に、子どもが人の意見を正確に受け止め、人前で自分の意見を述べたり、議論をしたりする（ディベート）機会、多様な意見をまとめる機会などを増やします。
- ② その基礎となる作文能力（構想力、情報収集・処理能力、文書構成力、文書作法など）の向上や、パソコンなどを使った図式化や編集など、提案（プレゼンテーション）能力の向上を図ります。

(5) 小学校英語活動・国際理解教育の充実

国際化時代を迎え、将来国際社会で活躍できる子どもを育成するとともに、増加する在日外国人と地域で共に暮らせるよう、話せる英語教育や国際理解教育の充実に努めます。

- ① 各小学校英語活動担当者と中学校英語教育担当教員で構成する英語活動推進委員会を組織し、義務教育9年間を見通した年間指導計画の見直しを行い、小学校1年生から計画的・継続的な外国語（英語）活動を実施します。
- ② 市内小学校全教諭を対象に「小学校英語活動実践講座」を開催し、実践的な研修を実施し、指導技術の向上を図ります。
- ③ A L T（外国語指導助手）による小学校での英語活動や中学校での英語学習などの充実を図り、英語に慣れ親しみ、言語や文化に対する興味・関心を高め、身近な英語を用いて積極的にコミュニケーションを図る態度を育てます。
- ④ 姉妹都市マニトワック市に中高生を派遣するほか、市内外の在日外国人との交流や諸外国の人達との交流を通して、国際理解に対する興味・関心や意欲の向上を図るとともに、外国籍児童・生徒への学習支援などの充実を図ります。

(6) 情報教育の充実

子どもたちが、将来、就くことになる多くの仕事においては、パソコンを使いこなす必要があります。

本市は、県内で3番目の「コンピュータで指導できる教員 100%達成」や理科、英語、技術・家庭科、総合の4種類の教育ソフトの導入など、情報教育の推進を図ってきましたが、さらに充実した指導が進められるようにします。

- ① 目的に応じて子どもがインターネットやコンピュータを活用し、必要な情報を主体的に収集し、編集して発信・伝達できる能力の育成や、個人情報や著作権の保護、情報モラルの確立などの学習を進めます。
- ② 教師の情報リテラシー（知識・能力）の向上と指導力の充実を図ります。

(7) 働く体験機会の充実

将来の安定した就業が不確実になることが心配される現代において、雇用形態の流動化・多様化が進む中で、将来の仕事について学習・体験するキャリア教育を充実させていきます。

＊キャリア教育 望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

- ① 総合的な学習の時間などを活用し、地域や社会教育との連携を図りながら、小学校の高学年より、地元の商店・企業などでの職業体験や様々な分野の第一線で働く先輩や起業家から話を聞く機会など、多様な職業の知識や情報を得られる機会を設けます。
- ② 保護者や地域などが中心となり、子どもが夏休みなどに家や地域の仕事体験が十分にできるようにするとともに、市や青年会議所などが進める起業化の取組と連携し、起業についての学習機会の充実を図ります。

(8) 進路指導の充実

- ① 子どもが将来への夢を持ち、具体的な目標を見つけることができるよう、普段から将来の生き方や仕事についての指導を行うとともに、生徒や保護者の希望や意欲を十分に把握しながら、進学や就職の進路指導や相談体制を充実させていきます。

(9) 環境教育の推進

- ① 総合的な学習の時間や教科学習などを活用し、環境や社会教育の担当課や市民団体と連携を図りながら、河川や海などの環境と棚田の保全、身近なごみや省エネルギーなど地球環境保全の課題について、環境教育を進めます。
- ② ごみの削減やリサイクル、環境美化に関する実践的な活動を通して、環境問題への関心を高めます。

(10) まちづくり学習の推進

- ① 鴨川市の自然や歴史・文化、産業を理解するために、総合的な学習の時間や教科学習に市民講師による学習や校外体験学習を積極的に取り入れ、ふるさと学習の充実を図ります。
- ② 市立図書館が子どものために作成した「ふるさと鴨川」と「鴨川市のむかし話」、小学校社会科副読本「わたしたちの鴨川市」を活用して、郷土への関心を高め、郷土を愛する心を育てます。
- ③ 保護者や市民、ボランティア団体、社会教育団体、市内に教育施設を有する5大学などと連携し、自然観察やアウトドア生活体験、海を活かしたスポーツ体験、地域の祭りや

イベントなどへの参加体験，異年齢の人々とのふれあい活動，福祉活動，環境美化活動，新しい産業おこしのまちづくり活動などへの参加を促進します。

7. 健康と体力の向上

親の就業形態の多様化や生活習慣の変化による夜型生活や食生活習慣の乱れ，子どもの野外での集団遊びの機会の減少，テレビやゲームの影響など，子どもの健康や運動能力は大きく変わってきています。また，2～4割の子どもが「生活習慣病予備軍」の可能性があると指摘もあります。こうしたことは，学校での学習にも大きな影響を与え，将来の健康への深刻な影響も心配されます。

そこで，家庭・地域と連携し，子どもの健康な心身の生活習慣の確立と体力の向上を図っていきます。

(1) 健康教育の推進

- ① 学校保健委員会が中心となり，保健体育，家庭科，学級活動の授業を中心に，家庭，社会教育団体・スポーツ団体等と連携して健康教育を推進します。
- ② 子どもが食生活や運動，歯の健康，喫煙，薬物などについての基礎知識を持ち，規則正しい早寝早起きの習慣，朝食の摂取，健康な食生活習慣，屋外遊びや運動習慣，歯磨き習慣，さらに良く噛む食事習慣などを確立できるように，指導の充実を図ります。同時に，30・40代の親に対する健康教育にも取り組みます。
- ③ 子どもから大人になる転換期である思春期の子どもには，生涯の健康に影響する食生活習慣や睡眠・休養の重要性，喫煙や飲酒・薬物乱用防止などについての知識の普及や性に関する指導の充実を図ります。

(2) 睡眠・朝食の習慣の確立

- ① 「学力は睡眠と朝食から」，「早寝，早起き，朝ごはん」を合い言葉に，家庭と連携を図りながら，小学生は午後10時前，中学生は午後11時前に就寝するとともに，朝食をしっかりとる生活習慣の確立を図ります。

(3) 体育授業の充実

- ① 体を動かすことやスポーツが好きになり，放課後の遊びやスポーツ，生涯にわたるスポーツ習慣の確立につながるよう，「遊・友 スポーツランキングちば」の活用をはじめ，休み時間の外遊びや遊びを取り入れた体育の授業の充実を図ります。また，冬季のなわとびや始業前のランニング，体育の時間での運動量の確保に努めます。

* 「遊・友スポーツランキングちば」 各小学校の実態に応じて授業や業間・昼休みの時間帯に「みんなでリレー」，「長縄8の字連続とび」などの運動に仲間と楽しく協力し合いながら取り組むことにより，好ましい人間関係や社会性をはぐくむとともに，体力の向上を図るものである。

(4) クラブ活動・部活動の充実

- ① 魅力のある学校生活の実現に向けて，スポーツのクラブ活動や部活動の一層の活性化をめざし，外部指導者の活用を積極的に進め，部活動の充実を図ります。また，メディカル・チェック事業を行い，運動中の怪我防止やスポーツ障害の早期発見・早期治療に役立てます。

* メディカル・チェック事業 運動中の怪我防止やスポーツ障害の早期発見・早期治療を行い，生徒の健康管理に役立てるため，医師等による問診やストレッチ指導，生徒をはじめ指導者へのフィードバックを行う。

- ② スポーツ少年団や総合型スポーツクラブ、社会人スポーツクラブ、そして教育委員会スポーツ振興課との連携を図り、休日や放課後の多様なスポーツ活動への参加機会の充実を図ります。

8. 特別支援教育の推進

学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などを含め、障害のある子どもが、発達段階や特性、一人ひとりのニーズに応じた教育を受けられる特別支援教育体制づくりを推進していきます。

さらに、障害のある子どもと障害のない子どもの交流により、障害に対する正しい理解と認識を深めていきます。

- * LD（学習障害） 基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものである。
- * ADHD（注意欠陥/多動性障害） 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする（両方の特徴を持つ場合も含む）行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。
- * 高機能自閉症 他人との社会的関係の形成困難や言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である「自閉症」のうち知的発達の遅れを伴わないものを指す。

(1) 一人ひとりのライフステージに応じた特別支援教育の推進

- ① 関係機関との連携による専門家チームの設置及び巡回相談の実施などによる相談体制を整備します。
- ② 校長のリーダーシップのもとに、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成に努め、子ども一人ひとりの障害の状態やニーズに応じたきめ細かな指導を行います。

- * 個別の指導計画 障害のある幼児の指導に対して個別に作成した計画
- * 個別の教育支援計画 家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のために個別に作成した計画

(2) 幼稚園、小中学校における特別支援教育の推進

- ① 幼稚園と小中学校への特別支援教育支援員の配置、特別支援学級や通級指導教室の環境整備、特別支援学校との連携による教育の充実などに努めます。
- ② 安房特別支援学校鴨川分教室等の子どもとの交流を積極的に行っていきます。
- ③ 小中学校では特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整備し、学校全体で適切な支援を行っていきます。

- * 特別支援教育支援員 幼稚園、小・中学校において、様々な障害のある子どもに対する学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う者。
- * 特別支援学校 従来の盲学校、聾学校、養護学校を、障害種別を越えて一体化したもの。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、小中学校等に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的としている。
- * 特別支援教育コーディネーター 学校内の関係者や福祉、医療、労働等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーターの役割を担う者。

9. 信頼される学校づくりの推進

子どもたちの生活環境・生活習慣が大きく変わり、将来への目標を持ちにくい社会状況の中で、学校教育を推進する上で様々な問題や課題が生じてきています。この課題を解決するためには教師の意識改革と指導力の向上が求められています。

また、保護者や地域から信頼される学校づくりを進めるためには、わかる授業の実施に向けて、教師の授業力の向上を図る必要があります。学校と地域との連携のもと、鴨川らしい特色ある学校づくりや開かれた学校づくりを一層進めていくことが求められています。

(1) 教師の意識改革と指導力の向上

- ① 「楽しい、わかる、できた実感できる授業」に向けた研修の充実と自主的な研究活動の促進に努めます。
- ② 今日的な教育課題など、最新の教育要望に応えられる研修を充実させます。
- ③ 教師がボランティア活動、PTA、地域の活動などに積極的に参加できる体制づくりに努めるとともに、体験教育や学級経営、生徒指導、生きる力や社会力向上に係る研修の充実に努めます。
- ④ 校内研修の実施による学校経営、学校運営への参画意欲の高揚を図ります。
- ⑤ 組織マネジメントを生かした機動力のある組織づくりに努めます。

＊組織マネジメントの目的 よりよい環境適応であり、そのために次のような活動が必要となる。

- 求める目的に向かって効率的・効果的に組織全体が動くこと
- 組織内外の刻々と変化する環境からの規制作用や影響に対して、的確な情報分析をもとに、それらをうまく取り入れたり回避したりすること
- 内外の資源（人的、物的、財的、情報、ネットワーク）や能力を統合・開発すること
- 人々の活動（活動や機能）を調整すること

- ⑥ 学校の自己評価や外部評価等に基づく課題の把握と解決に向けた取組を推進します。
- ⑦ 教材開発、各学校の教育活動と学力向上に関する学校間連携、教職員の研修をサポートする体制づくりに努めます。
- ⑧ 次の取組により、学習指導方法の改善を図ります。
 - 個々の課題に対応できる指導者の確保
 - 少人数指導の実施、習熟度別指導の実施
 - ICT指導法の充実
 - ティーム・ティーチングによる指導
 - 理科・音楽・図工等専科教師による指導、一部教科担任制の導入（小学校）
 - 読書活動ボランティア、特別支援教育支援員の配置
 - 見える学力と見えない学力のバランスのとれた学習指導の追求
 - 一人ひとりのがんばりを認める評価の工夫
 - 各学校の実状に応じた授業時数確保の工夫
 - 市の教育推進に必要なプロジェクトチームの設置
 - 地域の教室、市民講師、出前授業などの積極的活用

＊ティーム・ティーチング 決まった学級で、一人の教員が授業を行うのではなく、学級の子どもたちの状況に応じて、二人以上の教員が役割分担をして、協力指導体制により子どもたちの個別の課題に応じてきめ細かな指導を行うこと。

(2) 特色ある学校づくりと学校間の連携

- ① 各地域や学校の特色を生かし、意欲的・個性的な取組を行うなど、優れた特徴をもつ学校づくりを推進します。
- ② 校長を中心に中学校区内の連携を深めるための体制を構築し、各学校の特色を生かしながらも小中学校が共通理解のもと小中9年間の一貫した教育を推進できるように努めます。

(3) 開かれた学校づくり

- ① 各校のホームページ、「学校便り」、「学年便り」、「学級便り」、「部活便り」、「PTA便り」などを通して、各学校の教育方針や授業内容、部活動、学校行事、体験学習、学習成果、活躍した子どもの姿、教育ビジョンや毎年の教育推進計画の検証などの情報を積極的に公開し、保護者や市民の意見や理解、協力のもとに魅力ある学校づくりを進めます。
- ② 授業や各種行事へのPTAや地域住民に対するフリー参観、地域・学校・保護者の共同による行事など、学校と地域との連携を促進します。さらに、学校施設の地域への開放や放課後の遊び場の確保、子どもの居場所づくりに向けて、学校施設の活用を図ります。

(4) PTAや学校評議員制度の充実

- ① PTA活動の活性化や学校評議員制度の実施などにより、保護者や市民の参画による、地域、保護者の信頼を得られる学校づくりを推進します。
- ② 学校の取組の成果について、積極的な情報発信を行い、地域や保護者の信頼を得ることにより、保護者、市民と協力し、子どもに対する総合的な教育の充実を図ります。
- ③ 保護者や地域の皆さんのニーズを学校運営により一層的確に反映させるため、コミュニティ・スクール導入を検討していきます。

＊コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度) コミュニティ・スクールには、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営協議会が学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりすることを通じて、保護者、地域の皆さんの意見を学校運営に反映させることができます。

(5) 学校と地域との連携

子どもの成長には、地域において子どもたちが遊び、様々な活動を通して社会性を身につけることが必要です。

家庭・地域・学校の連携を強化し、子どもたちが地域や放課後の学校で安全に遊び、様々な社会体験ができるよう、学校と地域の連携を強化します。学校に対しては、学校支援ボランティアコーディネーターを中心に地域から「学校支援ボランティア」を募り組織化し、様々な学習への協力を行うとともに、地域に対しては、放課後や休日の学校施設の開放、地域行事やボランティア活動への子どもたちの参加、家庭や地域での教育への教師の協力など、相互に交流と連携を図ります。

＊学校支援ボランティアコーディネーター 学校支援ボランティアに実際に活動を行ってもらうため、学校とボランティア、あるいはボランティア間の連絡調整を行うなど、学校支援地域本部の実質的な運営を担う者。

10. 安全で快適な学校づくりの推進

(1) 学校規模・クラス規模の適正化

- ① 子どもが増加する地区と、少子化により減少する地区が見られる中で、子どもたちが適正な規模の学校・クラスで充実した授業を受け、多くの友達と切磋琢磨できるように、学校規模の適正化に努めます。
- ② 学校規模の適正化を進めるに当たっては、保護者や地域の意見を十分取り入れるように配慮するとともに、通学手段の整備を図ります。

(2) 学校施設・設備、教育機器の整備充実

- ① 大規模地震に備え、耐震診断の結果に基づいて優先順位を定め、校舎等の耐震化を計画的に実施し、築 20 年以上を経過している老朽化が激しい施設の計画的な改築・改修を図ります。
- ② 校舎等の改修・改築を進めるに当たっては、障害のある子どもが利用しやすいよう、また、学校開放時や災害時に高齢者や障害者が利用しやすいよう、学校のバリアフリー（ユニバーサルデザイン）化を進めます。
- ③ 魅力ある学校づくりに向けて、空調設備、情報教育設備などの整備、子どもの体位の向上に合わせた机・椅子の買い替えなど、設備の拡充を図ります。

(3) 安全・安心な学校づくり

- ① 学校ごとに防災マニュアルや防犯マニュアルを作成し、安全対策について全教職員の理解を図り、避難や不審者の制圧などの実施訓練を行います。
- ② 保護者や関係各課と連携し、校内や通学路の点検を行い、校内への不審者の進入、地震の際のブロック塀倒壊や落下物、交通事故、犯罪などについての安全マップを作成するとともに、施設の安全対策や通学コースの見直し、「こども 110 番の家」の拡大など、通学路の安全対策を図ります。
- ③ 集団下校の実施、ボランティアによるパトロール、防災無線による大人への見守りの呼びかけなどの安全対策を要請するとともに、防災教育、交通安全教育、防犯教育を計画的に実施します。
- ④ 子どもたちが自らの命を自ら守る力をつけられるよう防犯ブザーの携帯を図ります。

1-5 学校給食の充実

■現況と課題■

学校給食は、子どもに栄養バランスのとれた給食を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図るとともに、学校教育活動の一環として日常生活における正しい食習慣の習得をめざして実施しています。

また、子どもが給食の準備やあとかたづけ等を協力して行い、教師と食事を共にすることで、子ども相互、子どもと教師の好ましい人間関係を育成することも学校給食の大切な役割となっています。

さらに、学校における食育に関する指導の支援や郷土の産物の学校給食への導入についてもさらなる充実が課題となっています。

学校給食センターは、平成 22 年度において、幼稚園や小中学校等に 24 施設に対し、給食数約 3,150 食を提供しており、学校給食を時間内に各学校に配送するためには厨房機器類の正常な作動が必要不可欠です。

給食センターの施設については、平成14年1月の稼動で9年が経過していることから、厨房機器・配管（排水、給湯、給水、蒸気）及び設備等に老朽化が目立ち業務に支障をきたす懸念があります。

■基本目標■

給食業務を円滑に、かつ、安全・安心に供給するため、施設・厨房機器類等の更新を行うとともに、調理業務等の民間委託や学校における食育指導を支援していきます。

■取組の方向■

1. 施設・設備の充実

子どもに安心・安全な給食を提供するためには、学校給食センターの老朽化した設備・厨房機器の更新し、衛生管理の徹底を図ります。

- ① 老朽化した配水管・排水管、給気排気設備、ボイラーなどの設備の改修を行います。
- ② 冷蔵庫・保管庫などの厨房機器を更新します。

2. 民間委託の推進

教育の一環として学校給食に課せられた目標を達成しつつ、民間事業者のノウハウや専門性を生かし、より充実した学校給食を提供するとともに経費を削減するため、民間委託を検討します。

- ① 学校給食の安全性の確保と衛生管理の徹底が確保されることを前提に、調理・配送・洗浄等の業務を民間に委託する方向で具体的な検討を進めます。

3. 学校や家庭との連携の推進

学校給食センターは各学校や家庭と連携を図り、より望ましい学校給食のあり方や食育指導への支援に努めます。

- ① 医師、保護者、学校関係者等で構成する学校給食運営委員会や学校給食主任会議を開催し、望ましい学校給食のあり方について協議を進めていきます。
- ② 学校給食センターのホームページに、特色ある献立や食育に関する情報などを掲載し、学校給食に対する保護者の関心を高めていきます。
- ③ 学校給食センター職員による給食参観を、給食を提供しているすべての施設で実施し、子どもや教師から給食に対する意見を聞き、献立等の改善につなげていきます。
- ④ 保護者等への給食試食会を積極的に開催し、学校給食に関する意見交換を行います。
- ⑤ 食物アレルギーのある子どもの保護者に対して、献立に含まれるアレルギー物質について情報を提供します。また、保護者や学校職員に対する生活習慣病や食物アレルギーへの対応に関する相談活動を行います。

4. 地産・地消の推進

- ① 学校給食に地場産物を取り入れ、給食を生きた教材として郷土の産物に対する関心を高めます。
- ② 献立や調理方法を工夫することで、給食に提供できる地場産物の種類や量を拡大し、地産地消を推進します。

5. 学校における食育の推進

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要です。学校における食育の推進については、教科等を横断して学校教育全体を通じて適切に実施していきます。

- ① 学校における食育を計画的、継続的に推進するため、学校食育推進計画を作成し、学校教育全体で取り組んでいきます。
- ② 食に関する指導については、次の4点を重点事項として取り組みます。
 - 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解すること
 - 望ましい栄養のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身につけること
 - 食事のマナーや食事を通じた人間関係能力を身につけること
 - 食事を大事にし、食物の生産等に関わる人々に感謝する心をもつこと

2 生涯学習の充実

2-1 子どもの遊び・体験・自立の支援

■現況と課題■

子ども同士の遊びや生活体験・社会体験の機会が減少し、大人になるために必要な自立意識や自立力を身につけられない子どもが増えてきています。

本市では、地域と学校が連携協力した奉仕・体験活動、放課後子ども教室、陸上競技やスキーなどの教室、川や磯、山の生きもの観察会、子ども会やスポーツ少年団などの青少年育成団体の支援、わんぱくハウスの活用などを行い、子どもたちが様々な体験を行う機会の充実を図ってきました。

子どもたちが地域で友達や異年齢の子どもたちと遊び、大人や青年などと様々な体験を行い、生きる力を身につけることが求められます。

■基本目標■

鴨川市の子どもたちが、友達同士の遊びやスポーツ、様々な体験活動、大人との交流などを通して、将来への目標をつかみ、社会性や創造力、主体的な学習意欲など、「生きる力」を身につけることができるよう、生涯学習機会の充実を図ります。

■取組の方向■

1. 幼児の遊びや体験機会の充実

幼児期は、身体の基礎を養い、生活習慣や人とのコミュニケーション能力、学習意欲を身につける、生涯学習の第一歩の重要な時期です。

親子や子ども同士の遊びなどを通じて、体を動かす楽しさや基礎的な生活習慣を身につけたり、社会的なルールを学んだり、様々な楽しい体験などを通して興味・関心を広げ、学ぶ意欲の基礎を身につけることができるよう、安全な遊び場の整備と活用とともに、地域の子育てグループやボランティアと保育園や幼稚園、公民館や図書館などの連携を強化し、多様な体験メニューの提供と情報提供の充実を図ります。

- ① 子ども同士で遊ぶ場や機会の充実
- ② 自然の中で遊ぶ機会や動植物とふれあう機会の充実

- ③ 地域の伝統行事や祭りに参加する機会の充実
- ④ 異年齢の子どもたちや大人、高齢者とふれあう機会の充実
- ⑤ 絵本や音楽、創作活動の機会の充実
- ⑥ 子育てグループへの支援の強化
- ⑦ 地域での子育てボランティアの育成
- ⑧ ホームページや掲示板など、情報提供の充実

2. 小中学生の体験機会の充実

子どもたちは、学校で体系的な知識を学ぶとともに、子ども同士の遊びや大人の社会にふれる中で、様々なことを学んでいきます。特に、小学校の高学年の反抗期は、親などの保護の下から離れ、自立に向けて様々な体験を行い、将来への目標を見つけ、努力する時期です。また、身近な問題・課題を発見し、その解決に向けて調査や研究を行うなど、生涯にわたって学ぶことの重要性を身につけることが求められる時期でもあります。

一方、少年少女期は、社会に反発や反抗しがちな時期で、不登校やひきこもりになることもあります。特に、社会の二極化が進み、若者の就業の不安定化が進む中で、子どもたちは将来への確かな目標を持ちにくい状況になっており、様々な支援が必要です。家庭や地域、社会教育が協力し、子どもたちの遊びやスポーツ、自然体験や仕事の体験、地域行事やボランティア活動などの体験学習機会の充実を図り、生きる力を身につけるとともに、相談体制の充実や共に支え合う仲間づくりを促進します。

- ① 放課後の居場所、遊び場の確保・充実（放課後子ども教室など）
- ② 身近なスポーツ活動や文化・芸術活動の機会の充実
- ③ わんぱくハウス等を活用したアウトドア活動や動植物とふれあう機会の充実
- ④ 仕事やボランティア活動の体験機会の充実（職場体験学習など）
- ⑤ 地域学習の機会の充実
- ⑥ 地域の伝統行事や祭り、イベントに主催者側の一員として参加する機会の充実
- ⑦ 乳幼児や大人、高齢者、障害者、在住外国人などとふれあう機会の充実
- ⑧ 通学合宿の取組の促進

*通学合宿 子どもたちの学力の向上や自立心、協調性をはぐくむことを目的として、子どもたちが鴨川市青少年研修センターや鴨川青年の家に宿泊し、団体生活をしながら学校に通う活動のこと。

- ⑨ 読書活動と情報教育の促進
- ⑩ まちづくり活動への参加促進
- ⑪ 5大学（城西国際大学、早稲田大学、東洋大学、東京大学、千葉大学）と連携した交流・学習機会の充実
- ⑫ 子ども会など青少年団体・グループ、指導者の育成支援
- ⑬ 青少年相談員など、相談体制の充実
- ⑭ 思春期の保健対策の充実、青少年の健全育成の推進（ひまわり隊非行防止パトロールなど）

3. 青年の学習・交流機会の充実

青年期は自立の道を求め、実現していく時期です。かつては、この世代は地域で活発に活動しましたが、大都市への流出による若者の減少、職業の多様化や就業地の広域化、職場の

多忙化などにより、青年の地域離れが進み、地域での活動は低調になっています。また、見合いや職場交際・職場結婚が減るなど、晩婚化や非婚化も進んでいます。

将来の本市を担う青年が、生涯の活動テーマを見つけ、本市に愛着を持ち、定住して活躍できるよう、趣味やスポーツの地域クラブ活動やイベント、ボランティア活動やまちづくり活動などを通して、主体的に自己実現・自己決定できる機会の充実を促進するとともに、活発に交流する機会づくりを支援します。

- ① 青年を中心とした地域クラブ活動の支援
- ② 青年の企画によるイベントやボランティア活動などの促進
- ③ 成人の主体的な企画による成人式の開催
- ④ 青少年育成団体の充実と青少年健全育成推進大会の開催

4. 安全な地域環境づくり

子どもたちが地域で遊ばなくなった原因として、塾や習い事、テレビ・ゲームの普及、過疎化による子ども数の減少などとともに、交通事故の危険性や、最近では犯罪の危険性も大きな要因となっています。

地域で子どもたちが安全に遊び、活動できるよう、地域と市が連携し、交通事故や災害、犯罪から子どもを守る地域環境づくりを進めます。

- ① 子どもを犯罪から守る地域活動の促進
- ② 交通事故のない地域環境づくり
- ③ 通学路や遊び場などの災害防止対策の促進

2-2 家庭教育への支援

■現況と課題■

核家族化が進み、地域や家庭の教育機能が低下し、育児不安をもつ母親が増えるとともに、いじめや児童虐待、家庭内暴力、犯罪被害など、深刻な人権問題がおきています。また、親の就業形態の多様化による子どもの夜更かしや食生活の乱れなどの問題が生じるとともに、テレビやゲームの見過ぎ、やり過ぎ、生活技術・能力の低下、子どもの長所を親が半分程度しか認識していない、大人になるための教育・体験ができていない、家事をしていない、父親との会話が少ない、仕事・社会の動きについての会話がほとんどされていない、家庭では新しい事への挑戦・冒険、仕事や社会体験、正義感や勇気、勉強、我慢・辛抱強さなどの教育をほとんど行っていないなど、家庭教育が十分に機能しているとは言えない状況です。

本市では家庭教育指導員による指導・相談や家庭教育学級の開講、子育て学習会の充実、子育てグループの育成、保護者会やPTAなどを通じた学習機会のさらなる充実を図るとともに、保護者同士の交流機会の充実を図ることが課題です。また、障害者、外国人などに対する差別意識の解消も課題となっており、すべての人々の人権が尊重される社会を目指し、広く市民の人権問題に対する理解と意識を深め、差別意識の解消を図ることが求められています。

■基本目標■

本市の親たちが、子どもたちの現状を把握し、自信を持って家庭教育を行い、子どもたちが家庭において、基礎的な生活習慣や健康生活習慣の確立、行儀や礼儀作法の確立、生活技

術の獲得、仕事や社会についての体験や学習、勉強や読書習慣の確立などができるよう、家庭教育への支援を図ります。また、偏見や差別、暴力などのない人権尊重社会の実現に向けて、人の心を打ち、実践に結びつく人権学習機会の充実も図ります。

■取組の方向■

1. 乳幼児保護者への学習機会の充実

乳幼児期は、生涯学習の第一歩の重要な時期であり、家庭での教育の役割があらゆる点で重要です。育児の中心となる母親や、育児にもっと関わることが求められる父親に対し、学習機会の充実とともに、親同士のグループ活動の促進を図ります。

- ① 子育て学習の機会・内容の充実、家庭教育学級・子育て学習会の推進・充実（参加体験型の講座など）
- ② 保護者同士の学習・交流の促進（「子育てグループ」など）
- ③ 託児サービスや親子教室などの充実
- ④ 子育て情報提供の充実
- ⑤ 子どもの個性を認め、ほめて伸ばす多様な機会づくり
- ⑥ 育児相談の充実
- ⑦ 子育て支援ボランティアの育成
- ⑧ 児童虐待の予防・解消対策の推進
- ⑨ ブック・スタート事業の推進

＊ブック・スタート事業 抱っこのぬくもりの中で、絵本を介して優しく語りかけ、親子のふれあいにより絆を深めながら赤ちゃんの言葉と心をはぐくむこと、また、保護者間の交流の機会を提供し、ゆとりをもって子育てを楽しめることを目的に実施される、子育て世代を支援する事業。

2. 子どもの自立に向けた家庭教育の支援

児童期は、おおよそ10歳までの保護・指導期と、10歳以降の反抗期を含む自立準備期に分かれますが、特に、子どもの自立に向けた教育については、学校・家庭・地域の連携が不足しており、10代の子どもたちのいじめや不登校、非行や犯罪などが発生してからの対応になっているのが現状です。

子どもが健康で心豊かに、生涯にわたって学ぶ意欲を身につけ、「小さな市民」として育つように、その手本となる親自身の学習機会の充実を図ります。また、子どもたちが多くの大人を見ながら育つことができるよう子育てグループ活動を支援します。

- ① 地域での家庭教育学級、子育て学習会、教育ミニ集会の充実
- ② 親子で参加できる体験機会の充実
- ③ 子育てグループづくりの支援
- ④ 家庭教育に関する情報提供の充実
- ⑤ 家庭教育指導員による相談体制の充実
- ⑥ 家庭・地域・学校・行政の連携強化

3. 人権に関する学習の推進

すべての市民の人権が尊重され、守られるよう、あらゆる機会を通じて人権に関する学習の推進を図り、いじめや差別・暴力など人権侵害を許さない社会づくりを進めます。

- ① 人権教育促進事業の推進

- ② 講演会，研修会，人権問題の催しなど人権学習機会の充実
- ③ 人権擁護のための各種制度の利用方法についての啓発

2-3 高齢者の生涯学習の充実

■現状と課題■

超高齢化社会の到来に備え，高齢者の人たちが，元気に年齢を重ねていくには，自らが健康について認識を深め，健康を保持し，地域の重要な一員として積極的に社会活動や生きがいつくりの活動を行うことのできる社会づくりが求められます。

また，高齢者の豊富な知識や経験は社会の貴重な財産であり，これらが社会や地域に生かされ，次の世代に受け継がれていくことのできる社会づくりも必要です。

■基本目標■

高齢者の実態に即した学習プログラムを提供し，多様化している学習ニーズに十分応えられるように考慮し，高齢者が健康でさまざまな学習や活動の場を通じて，自身が持つ知識や経験が活用・継承できるよう，生涯学習機会の充実を図ります。

■取組の方向■

1. 高齢者の健康づくりの推進

高齢者が生き生きと暮らすためには，まず健康を維持することが大切です。関係者が連携し，高齢者自らが健康意識を高め，いつまでも元気に暮らすことができるための学習の機会や運動・スポーツ・レクリエーション活動を充実します。

- ① 公民館教室での軽スポーツ大会等の推進
- ② 健康教室の充実

2. 高齢者相互の交流や，世代間交流の促進

毎日を楽しく暮らすには，人と接することがとても大切です。学習や活動の場を通じ，参加者相互の交流を図り，若い世代とも交流できるような機会や場所づくりを促進します。

- ① 三世代交流事業の促進
- ② 高齢者学級の推進

3. 高齢者の活躍の場の充実

高齢者が地域で活躍できる場の充実を図り，高齢者の持つ知識や経験，技術などが地域社会の重要な財産として活かされるための取組の充実を図ります。

- ① 地域の伝統行事等の伝承
- ② 学校や社会教育施設の講師（ボランティア）としての活用

2-4 市民文化の振興

■現況と課題■

心の豊かさを求める成熟時代を迎え、趣味やスポーツ、創作活動、自然に親しむ活動や歴史・文化の保存活動などに参加を希望する人は、今後、数倍に増えることが予想されます。一方、既存の趣味の活動などでは、参加者の高齢化とメンバーの固定化が進むとともに、若者は組織に縛られない形での個人参加やイベントなどへの参加を望む傾向が見られます。

これまで、本市においては、各地区の公民館での講座やクラブ団体（221 団体）の育成、城西国際大学などと連携した講座、市民大学教養講座、学習成果の発表機会の充実、文化団体の支援、市民ギャラリーの活用、郷土資料館・文化財センターを拠点とした歴史・文化の保存と活用などに努めてきましたが、多様化し、増大する市民ニーズに対応した支援体制の一層の充実が課題です。

■基本目標■

市民が様々な文化活動を通して、自己実現を図るとともに、多様なクラブ・コミュニティの中で評価・尊敬され、心豊かで、楽しい生活を送ることができるよう、市民の自主的な芸術・文化などの地域クラブ活動の支援や市民講座の充実を図るとともに、学習成果の発表機会や普及機会の支援を図ります。

■取組の方向■

1. 地域文化クラブ活動の促進

市民が主体的に様々な地域文化クラブを結成し、充実したクラブライフを実現できるよう、支援の充実を図ります。

- ① 公民館などを拠点とした地域文化クラブ活動の支援（活動の場の提供や指導者の紹介・育成、後援など）と市民の多様なニーズに対応した魅力ある公民館事業（講座）の推進
- ② 鴨川市文化協会（書道・絵画・刀剣・写真・郷土史・手工芸・俳句・短歌・愛石・華道・茶道）への支援
- ③ 地域読書活動への支援（図書資料・サービスの充実、図書館ボランティア活動の促進、郷土資料の充実など）
- ④ 地域文化クラブの交流活動と情報発信への支援
- ⑤ 地域文化クラブ活動への参加を通じた、若者のコミュニティ意識の醸成

2. 交流事業などの充実

市民が一流の文化にふれる機会の充実をめざし、5 大学（城西国際大学、早稲田大学、東洋大学、東京大学、千葉大学）と連携した交流事業の充実を図るとともに、市とゆかりの深い文化人による講演など学習機会の充実を図ります。

- ① 5 大学との連携による各種事業の開催
- ② 文化講演会などの支援

3. 発表・鑑賞機会の充実

市民の文化・学習活動の成果が発表され、広く市民に鑑賞されて、参加者の拡大が図られるよう、発表機会や参加・体験機会の充実に努めるとともに、市民が一流の芸術・文化にふれる機会の充実にめざし、市内在住や市とゆかりの深い芸術家による公演や展覧会などを支援します。

- ① 市民の文化・学習活動の発表・展示機会の充実（鴨川市文化祭，公民館まつり，市民音楽祭，市民ギャラリーなどを利用した企画展，学校との連携による子どもの作品展示等）
- ② 一流の文化・芸術にふれる機会づくりの支援（市内在住や市とゆかりの深い芸術家による公演や展覧会など）
- ③ 市民の文化・学習活動の情報発信の充実
- ④ ボランティアの育成と活動促進

4. 生涯学習施設の整備

増大する生涯学習ニーズに対応し，生涯学習施設の計画的な修繕・更新と整備・充実に努めるとともに，多目的な利用者のニーズに応えられる柔軟な施設運営に努めます。

- ① 公民館の計画的な修繕と更新
- ② 既存施設のユニバーサル化
- ③ 統廃合に伴う学校施設や空き施設の利用の促進
- ④ 視聴覚機器・教材の整備
- ⑤ わんぱくハウスの管理運営方針の検討
- ⑥ 生涯学習施設の建設検討（複合施設）
- ⑦ 図書館資料の整備，サービス向上など図書館の充実

5. 市民が利用・活動しやすい環境の整備

「だれでも，いつでも，どこでも」学べるよう，情報提供体制の充実に努めるとともに，入門的な活動から専門的な活動まで多様な活動体制の整備，個人で参加できる体制や，無数の新たな小グループによる活動の促進など，工夫をこらした取組を図ります。

- ① 生涯学習情報データベースの整備と生涯学習情報提供体制の充実（ホームページや掲示板活用，ポスター，チラシなど）
- ② 大学との連携等による特色ある生涯学習プログラムの多様化
- ③ NPOの育成などによる，個人で参加できるスクールや派遣による指導体制などの整備の支援
- ④ ボランティア・インストラクターの育成による新たな学習グループ・クラブづくりの支援体制の充実
- ⑤ 人生 80 年を豊かに生きるための生涯設計（ライフプラン）の作成と現役時代からの実行の支援
- ⑥ 生涯学習についての相談体制の整備
- ⑦ 障害者への情報提供と参加支援体制の整備
- ⑧ 在住外国人への情報提供と参加支援体制の整備
- ⑨ 託児サービスの整備による親子で参加しやすい体制の整備
- ⑩ ひとり親家庭の子どもが保護者同伴でなくても参加できる体制の整備

2-5 歴史・文化の保存と活用

■現況と課題■

奈良時代から明治30年まで、およそ1200年以上にわたって存続した『長狭郡』の範囲にほぼ重なる鴨川市には、この地域独自の歴史と文化が育まれ、息づいています。

古墳時代の嶺岡山の遺跡からは、全国でも数例しか確認されていない「七鈴鏡」が発見されました。鎌倉時代には、わが国の仏教界に大きな足跡を残した日蓮聖人が小湊で誕生しました。江戸時代に徳川吉宗によって整備・再興された嶺岡牧は日本酪農発祥の地と位置づけられています。また、寺社の建築装飾の彫り物に腕を振るった「波の伊八」も鴨川市の観光資源の一つとして注目を集めています。

市では郷土の歴史の調査・研究や文化財の保護、市史編さんの事業を通じ、地域の歴史・文化の保存と活用に努めています。郷土資料館では、民俗資料や、郷土ゆかりの歌人古泉千樫、政治家水田三喜男に関する資料、波の伊八の作品等を展示しています。また文化財センターでは考古資料の展示と体験学習などを行っています。

引き続き、歴史・文化の発掘と保存、展示に努めるとともに、更にそれらを有効に活用した教育や地域づくりを推進していく必要があります。

■基本目標■

歴史・文化を大事にし、未来に活かす魅力あるまちづくりに向けて、事業を進めます。郷土資料館、文化財センターなどでの展示・学習・活用の充実を図り、より多くの人々が歴史・文化にふれることができる機会の提供に努めるとともに、郷土芸能や伝統行事などの地域文化の保存・活用を促進します。

■取組の方向■

1. 歴史・文化の発掘と保存・展示

未だに明らかにされていない地域の歴史や文化の調査・保存に努めるとともに、郷土資料館や文化財センターでの展示、市史の編さんに努めます。

- ① 市内に所在する文化財の保存・保護及び展示・紹介
- ② 指定文化財の保護と管理の充実
- ③ 伝統文化の保存・継承活動の支援
- ④ 史・資料の寄託・寄贈の受け入れと整理、保存
- ⑤ 史・資料の調査・保存と活用、「鴨川町のあゆみ」、「東条のあゆみ」、「西条のあゆみ」、「吉尾のあゆみ」の編さん
- ⑥ 郷土資料館や文化財センターなどの展示の充実及び活用
- ⑦ ボランティア活動の促進
- ⑧ 各公民館、学校などへの講師派遣の協力

2. 歴史・文化の学習と活用

伝統文化や文化遺産などの学習・体験機会の充実を図るとともに、郷土を愛する心の醸成や市民文化の向上のため、今後のまちづくりや観光・交流などに積極的な活用を図ります。

- ① 郷土資料館や文化財センターなどを活用した体験学習の機会の充実
- ② 日本や郷土の伝統文化を学ぶ講座の開催
- ③ 歴史・文化の紹介と観光・交流の促進

3 スポーツの振興

3-1 市民スポーツの振興

■現況と課題■

市民が健康に生き生きと生活し、気のあった者との仲間（コミュニティ）づくりを進めるために、多くの市民がスポーツに接する機会を充実することが求められており、今後、様々なスポーツへの参加者が増加することが予想されます。本市においては、体育協会や体育指導委員協議会、スポーツ少年団などが市と連携して、競技大会や各種スポーツ行事を開催しています。

また、子どもから高齢者まで、地域で様々な種目のスポーツを楽しみ、健康・体力づくりを行うために、総合型地域スポーツクラブの「鴨川オーシャンスポーツクラブ」が7年前に誕生しているほか、8つの地域スポーツクラブが活動しています。今後は、生活習慣病予防のための有酸素運動や介護予防のための運動など、健康スポーツの取組や、運動嫌いの人のためのレクリエーション・スポーツ、生きがいのためのクラブライフの充実、観光客のニーズに応えられるスポーツ環境や交流機会づくりなどが求められるとともに、情報提供体制の整備や指導者の育成などが課題です。

＊総合型地域スポーツクラブ（鴨川オーシャンスポーツクラブ） 種目や技術レベル、世代を超え、子どもから高齢者、障害者も含め、だれもがスポーツを楽しむことことを目的に、地域の方々が中心となってクラブを設立・運営していくという考えから発足したもの。

■基本目標■

市民一人ひとりがスポーツに気軽に親しみ、健康の維持・向上やクラブ仲間づくりが図られるよう、スポーツクラブの育成や指導者の養成、スポーツ教室・大会の充実などの支援を行うとともに、スポーツ観光都市として、大規模なスポーツイベントやキャンプなどを誘致することにより、子どもたちに夢を与え、スポーツ活動の動機づけにつなげていきます。そして、経済への波及効果による市全体の活性化を図ります。

■取組の方向■

1. 多様なスポーツ活動の促進

心身の健康の増進や市民同士の交流に向けて、身近な場所で子どもから高齢者、障害のある人まで体を動かすことの楽しさを知り、生活の中に取り入れられるよう、多様なスポーツの機会や環境の整備を図ります。

- ① ウォーキングやサイクリング、スイミングなど、有酸素運動の普及活動の推進
- ② 子どもや高齢者・障害者などが体を動かす楽しさを覚えられるレクリエーション・スポーツの普及

＊健康ソフトボール大会 18歳以上の市内社会人を対象として、日ごろの運動不足の解消や健康・体力づくり、参加者同士の交歓を目的にソフトボール大会を開催する。

＊あじさいハイキング 内浦山県民の森から大多喜町妙法生寺までの往復10.6kmをウォーキングする。

＊小学生陸上教室 市内の小学生を対象に陸上競技を体験し、将来、幅広い種目に適応できる能力を身につけてもらおうと、国際武道大学、市陸上競技協会の協力を得て実施する。

＊鴨川走ろう大会・小学生駅伝大会 10km, 5kmのロードレースと小学生による駅伝を実施する。

＊鯛リンピックかもがわ 青少年の健全育成, スポーツ少年団の交流, 地域相互の交流の場として, 軽スポーツ・レクリエーションを実施する。

＊自然体験学習スキー教室 スキーの基礎的な技能を習得し, 集団宿泊を通じ, 子どもの同士の交流, 豊かな人間形成に役立てようと, 体育協会スキー部の協力を得て実施する。

- ③ 子どもから高齢者まで, スポーツを行える総合型地域スポーツクラブ活動の促進
- ④ 生活習慣病・介護予防・機能回復のための, 保健・医療・福祉・国保と連携したスポーツの推進
- ⑤ 指導員の育成など, ボランティア体制の整備促進

2. 競技スポーツの促進

心身の鍛練と健康・体力づくりに向けて, 多様化・専門化する市民ニーズに応えられるよう, 競技スポーツの振興を図ります。

- ① 各種スポーツ団体・クラブの育成・支援
- ② 指導者の育成・確保施策の推進
- ③ 体育協会を中心とした指導体制の強化や大会への選手派遣等, 競技スポーツ振興施策の推進

3. スポーツイベント等の誘致

広域的なスポーツイベントを開催するとともに, 本市の特性を活かし, 大規模なスポーツイベントやトップレベルのスポーツ団体のキャンプ等の誘致を図ります。

- ① 広域的スポーツイベントの開催（駅伝, ミニバスケットボールなど）
- ② 各種大会, キャンプ等の誘致推進（サッカー大会, フットサル大会など）
- ③ トップレベルの試合の誘致やプロの選手による指導など, 交流機会の充実

4. スポーツ・レクリエーション施設の整備

スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実を推進するとともに, 多目的な利用者のニーズに応えられる施設運営に努めます。

- ① 老朽化した既存施設の計画的な改修と設備の更新
- ② 既存施設のユニバーサル化の推進
- ③ 総合運動施設や体育センターの整備計画策定（屋内投球練習場の整備, 体育センターの整備等）
- ③ 学校体育施設の有効活用
- ④ スポーツ施設の管理・運営体制の見直し

Ⅳ. 計画の推進に向けて

「学んでよかった、住んでよかったと実感できる 鴨川市～夢と目標を持ち、市民みんなが輝く鴨川教育～」の実現に向けて、次のことに取り組みます。

1. 計画の周知、情報提供の充実

本計画の推進に当たっては、教育行政を執行する教育委員会各課及び各施設、幼稚園や小中学校が、計画に盛り込まれている事業や内容だけでなく、その趣旨を深く理解し、各年度初めに立案する運営方針あるいは経営方針に具現化のための方策を明確にすることが肝要です。

そこで、各所属長、施設長、園長・校長は、職員一人ひとりが計画を十分理解した上で職務を遂行できるように、様々な方法で計画の周知・理解に努めます。

さらに、保護者や生涯学習の受講者を含め、多くの市民の方々が本計画の推進に主体的にかかわっていただくことで、事業の目的を達成できるとの考えのもと、市民の方々に各事業等の趣旨や内容を理解していただく方策を講じることが大切です。

そのために、「広報かもがわ」や市ホームページ、各種便りなど、多様な広報媒体を活用しながら、市民への周知・啓発を行い、教育委員会、学校、保護者、市民の方々の情報共有を進め、連携の強化に繋がります。

なお、ホームページについては学校を含め各担当部署でこまめに更新をしていきます。また、各園・学校の便りについては可能な限り保護者だけでなく地域の方々にも読んでいただく方策を講じます。

2. 推進体制の整備

本計画の実現に向けて、教育委員会では保護者（PTA）、学識経験者、関連団体・グループ、教育ボランティアなどの方々から、推進のための意見をいただく場を設けていきます。

現在、設置されている社会教育委員会議やスポーツ振興審議会、学校給食センター運営委員会、学校における学校評議員会などの各種審議会のほかに、必要に応じて市民や学識経験者、専門家、地域の方々と協議する場を設定していきます。

なお、本計画の実施に当たっては、市民ニーズの多様化・拡大に対応し、行政主導から、市民の自発的な活動を側面から行政が支援する方法についても検討し、その導入を図っていきます。

3. 組織マネジメント機能を生かした事業等の展開

本計画に盛り込まれた事業等を推進するためには、組織マネジメント機能を生かし、組織的・計画的に取り組むことが必要です。その際、次のことに留意し、事業等の構想を確かなものとしていきます。

(1) 「使命・存在意義（ミッション）」の確認

そもそもそれぞれの組織（学校、生涯学習施設、スポーツ施設等）は、何のために存在しているのか、どのような価値を提供しているのかを再確認する。

(2) 「課題」の特定

「使命・存在意義（ミッション）」を果たすために取り組むべき課題を明らかにする。

(3) 「中心価値」づくり

「課題」の達成のために何に価値を置くべきかを明らかにする。（全職員が遵守すべき「規範」「行動指針」「価値基準」など）

(4) 「組織・構造」の見直し

「課題」達成のために、分業と権限の体系（校務分掌、各種委員会など）の問題点を洗い出し、工夫改善を加える。

(5) 「運営のしくみ」の設計

役割間の情報伝達・調整のルール、問題に対する意思決定の範囲などを設計する。

(6) 「リーダー行動」の決定

課題解決のために管理職が行う職員への直接的な働きかけの内容・方法を決定する。

(7) 「能力・資源」の検証

課題実現のために、職員が、今後向上・開発すべき能力やノウハウを検証する。

4. 計画の推進状況の把握と教育委員会の点検・評価

鴨川市第2次5か年計画及び教育振興計画に位置づけられた主要な取組の進捗状況について、各年度末に教育委員会事務局各部署において内部評価を行い、教育委員による評価、外部の有識者等による点検を経て、市議会に結果報告書を提出するとともに、ホームページで公表します。

さらに、点検及び評価の結果については、施策等の企画立案、予算編成その他の教育委員会における教育行政の遂行等に活用していきます。

5. 教育委員活動の充実

本市教育委員は、これまでも定例・臨時教育委員会会議での審議のほか、教育委員の情報交換、施策等に対する勉強会、学校行事や生涯学習・スポーツ振興に関するイベント、南房総教育事務所長訪問、同指導室訪問、他市町教育委員との研修会への参加等、活発な活動を行ってきました。

今後も本計画を着実に推進していくため、計画の推進状況を的確に把握するとともに、それぞれの識見を発揮し、市民の意向を踏まえた協議がなされるようにしていきます。

特に、次の事項については重点的に取り組みます。

- 学校教職員や各施設職員との意見交換会、教育現場の視察による状況把握の充実
- 迅速かつ的確な対応を図るための研修の充実
- 施策立案段階での意見交換